【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年11月８日
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　松田　通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤　晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	北米ハードアセット・オープン（３ヵ月決算型）為替ヘッジあり 北米ハードアセット・オープン（３ヵ月決算型）為替ヘッジなし
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	北米ハードアセット・オープン（３ヵ月決算型）為替ヘッジあり 北米ハードアセット・オープン（３ヵ月決算型）為替ヘッジなし 各ファンドにつき、上限１兆円
【縦覧に供する場所】	該当ありません

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年５月９日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、有価証券報告書の提出等に伴う訂正事項がありますので、これの訂正を行うとともに、併せて原届出書の添付書類の訂正を行うものです。

２【訂正の内容】

＿＿＿＿部分が本訂正届出書の訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

（略）

「④　ファンドの特色」については、＜訂正後＞の全文を記載します。

＜訂正後＞

④　ファンドの特色

1 北米の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている、ハードアセットを保有・運営する企業の株式および不動産投資信託（リート）を主要投資対象とします。

◆ 主に米国とカナダの金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている、株式および不動産投資信託（リート）に投資を行います。

ハードアセットについて

● 当ファンドにおいて「ハードアセット」とは、インフラ関連施設や不動産といった、保有・運営することによりキャッシュフロー（施設使用料や賃料等の収入）を生み出す実物資産のことをいいます。

インフラ関連施設の例

石油・ガス 貯蔵・輸送

パイプラインなど

送配電

送電設備・配電設備など

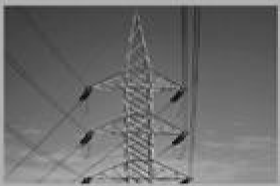

通　信

通信塔など

不動産の例

住　宅

賃貸住宅など

小売り

ショッピングセンターなど

オフィス

オフィスビルなど

※上記はハードアセットの一例であり、全てを表示しているものではありません。

◆ 株式および不動産投資信託（リート）を合計した組入比率は、原則として高位を保ちます。

リートとは　リートとは、複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。

2 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに運用指図の権限を委託します。

◆ 主として北米の株式および不動産投資信託(リート)に関する運用指図の権限を委託します。

◆ モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの米国拠点です。

◆ モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントは、モルガン・スタンレーの資産運用部門として世界20ヵ国に展開し、様々な運用戦略を世界の投資家に提供しています。(2016年6月末現在)

3 為替ヘッジの有無により、「為替ヘッジあり」「為替ヘッジなし」があります。

■ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

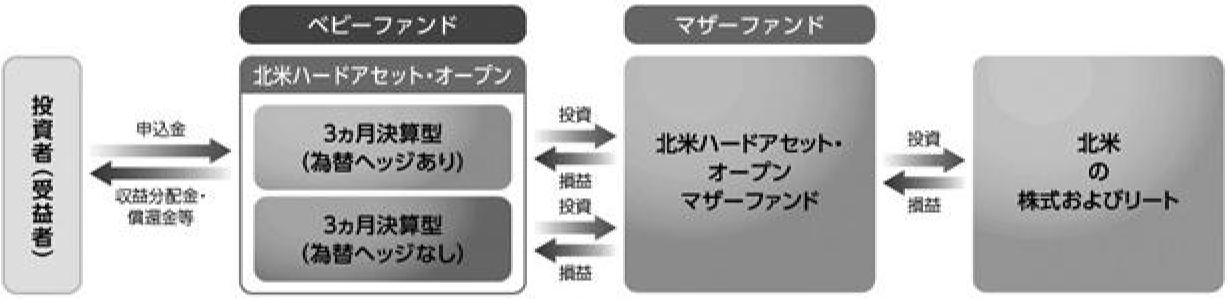

◆ 「為替ヘッジあり」は、外貨建資産について、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。為替ヘッジに関しては、委託会社が行います。
「為替ヘッジなし」は、外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向、残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色3のような運用ができない場合があります。

4 3ヵ月に1回決算を行い、収益の分配を行います。

◆ 毎年2、5、8、11月の10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。
(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

原則として、決算日の基準価額水準が当初元本額10,000円(10,000口当たり)を超えている場合には、当該超えている部分について、分配対象額の範囲内で、全額分配を行います。
(資金動向や市況動向等により変更する場合があります。)

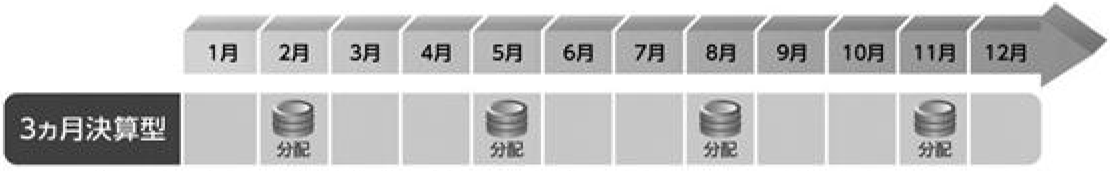

上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

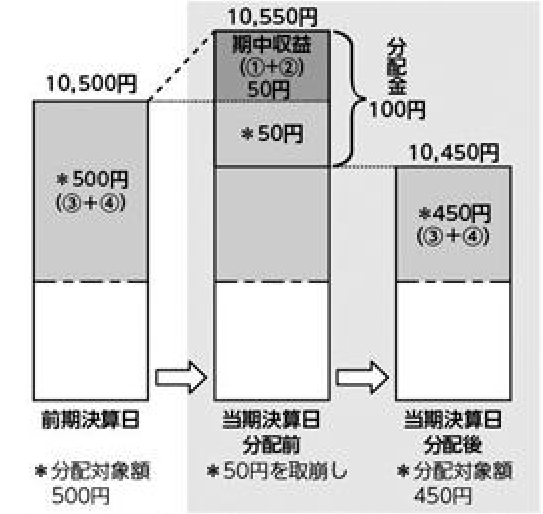

前期決算日から基準価額が下落した場合

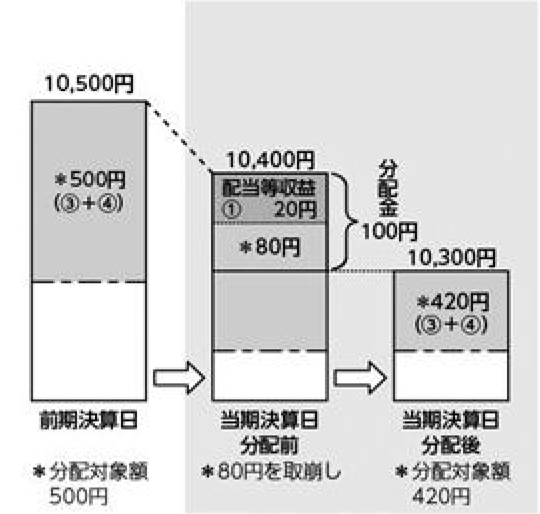

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

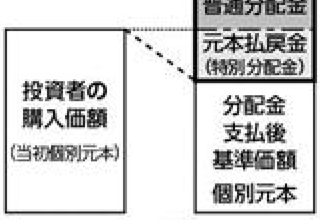

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

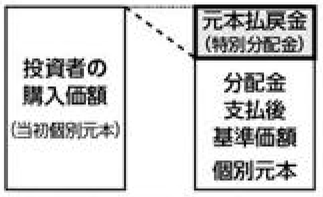

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（３）【ファンドの仕組み】

＜訂正前＞

①　ファンドの仕組み

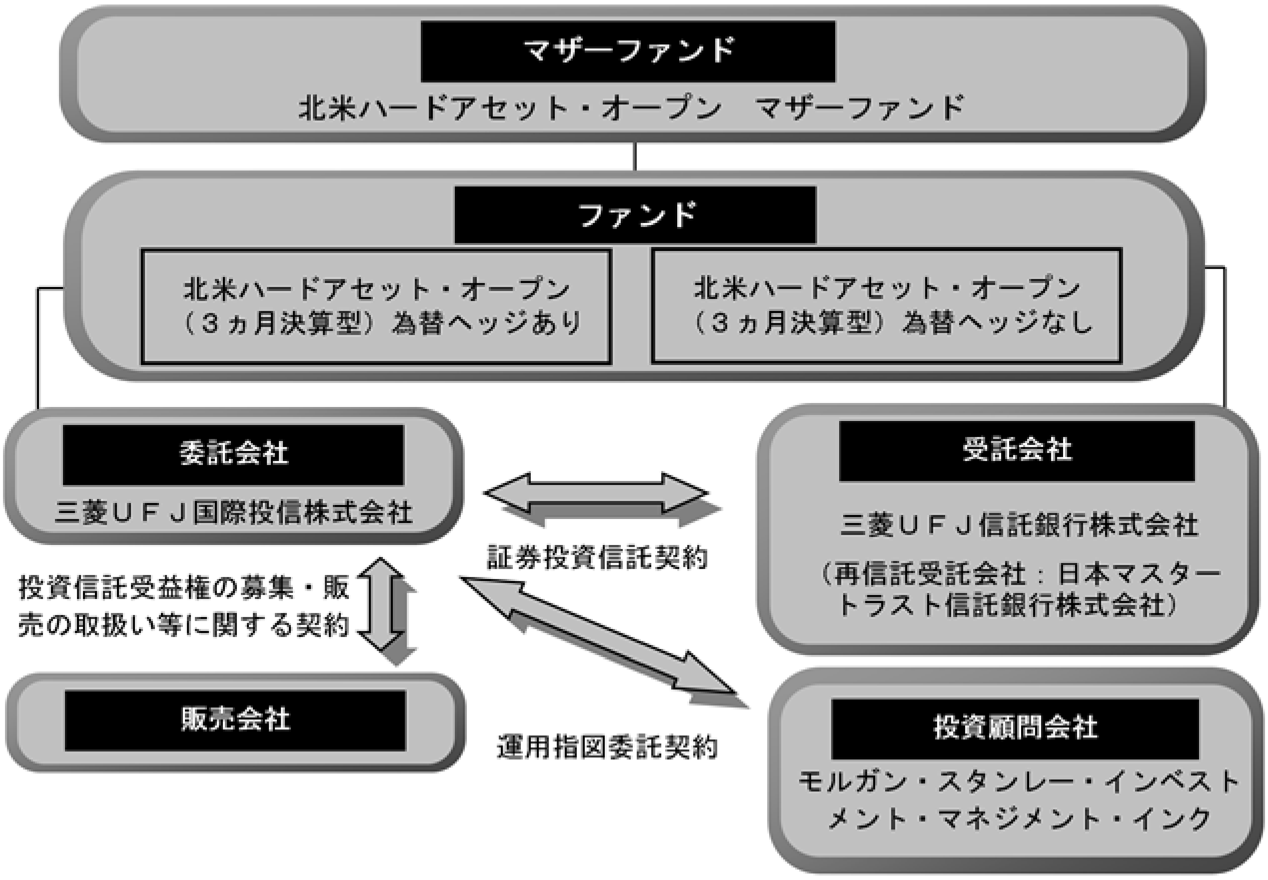

②　委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

ａ．委託会社（三菱ＵＦＪ国際投信株式会社）
ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。

ｂ．受託会社（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
ファンドの財産の保管および管理等を行います。

ｃ．投資顧問会社（モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク）
マザーファンドの運用指図等を行います。

ｄ．販売会社
受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

③　委託会社が関係法人と締結している契約の概要

ａ．証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）
証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

ｂ．運用指図委託契約（委託会社と投資顧問会社との契約）
マザーファンドの運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。

ｃ．投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）
受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

④　委託会社の概況

ａ．資本金（平成28年２月末現在）

2,000百万円

ｂ．沿革

平成９年５月　東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月　東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月　三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更

平成27年７月　三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更

ｃ．大株主の状況（平成28年２月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	107,855株	50.97%
三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目５番２号	71,969株	34.01%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	31,757株	15.00%

ｄ．金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第404号

＜訂正後＞

①　ファンドの仕組み

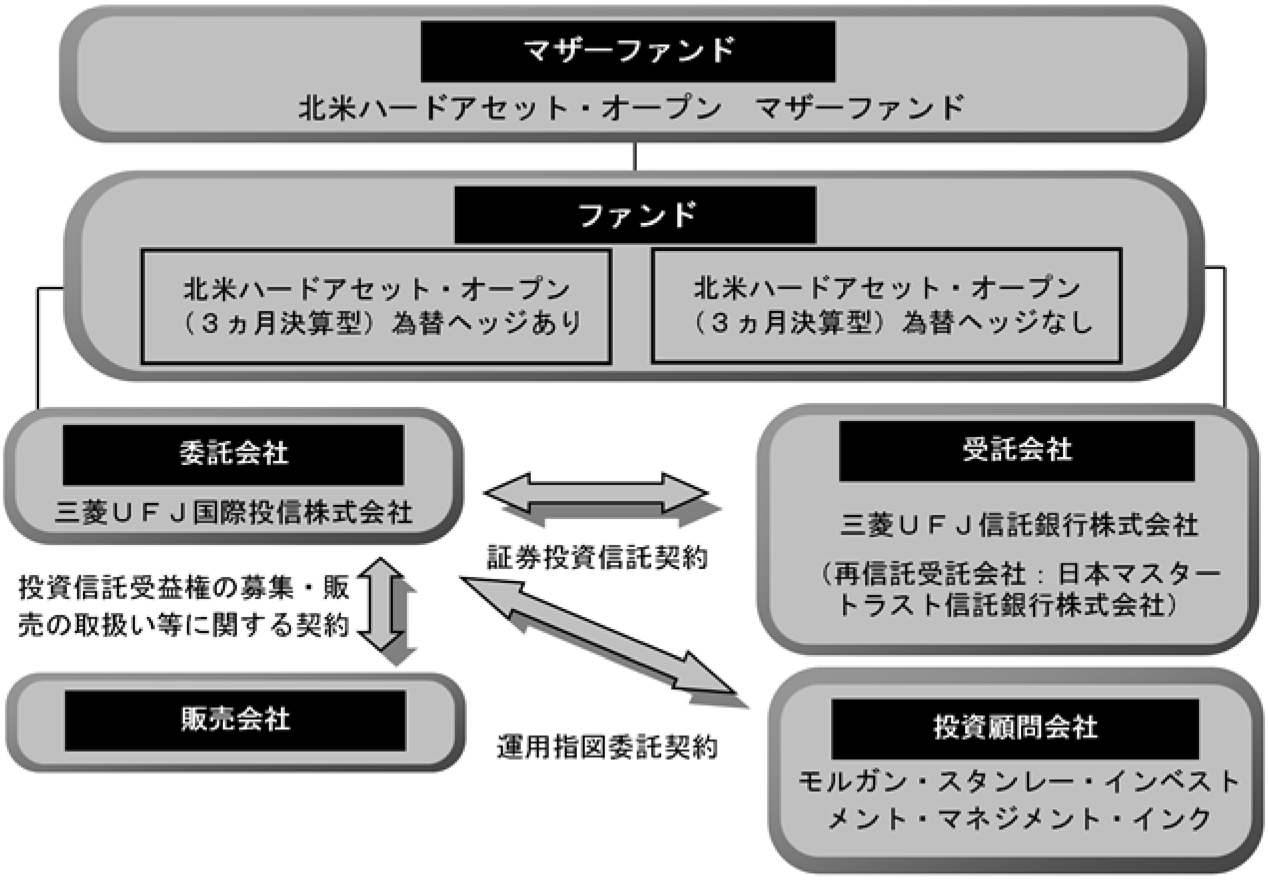

②　委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

ａ．委託会社（三菱ＵＦＪ国際投信株式会社）

ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。

ｂ．受託会社（三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
ファンドの財産の保管および管理等を行います。

ｃ．投資顧問会社（モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク）
マザーファンドの運用指図等を行います。

ｄ．販売会社
受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

③　委託会社が関係法人と締結している契約の概要

ａ．証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）
証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

ｂ．運用指図委託契約（委託会社と投資顧問会社との契約）
マザーファンドの運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。

ｃ．投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）
受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

④　委託会社の概況

ａ．資本金（平成28年８月末現在）
2,000百万円

ｂ．沿革
平成９年５月　東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
平成16年10月　東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
平成17年10月　三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
平成27年７月　三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更

ｃ．大株主の状況（平成28年８月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	107,855株	50.97%
三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目５番２号	71,969株	34.01%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	31,757株	15.00%

ｄ．金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第404号

２【投資方針】

（３）【運用体制】

＜訂正前＞

委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限を「モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク」に委託します。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクおよび委託会社の運用体制は次の通りです。

①　モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクの運用体制（平成28年２月末現在）

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント（以下「ＭＳＩＭ」ということがあります。）の米国法人です。マザーファンドの運用は、ＭＳＩＭのリアル・エステート運用チームおよびインフラストラクチャー運用チームにより構成される「ハードアセット運用チーム」による情報を基に、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクのファンド・マネジャーが行います。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント
「ハードアセット運用チーム」の運用体制

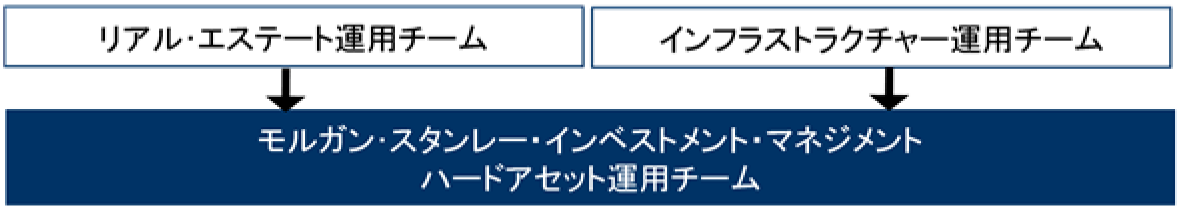

ファンド毎の運用ガイドラインや投資制限の遵守を徹底するために、コンプライアンス部門は、売買執行前と後にトレード内容の確認を行います。

②　モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクの運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

ａ．投資顧問会社として米ＳＥＣ（Securities and Exchange Commission）に登録しており、その監督を受けています。

ｂ．投資顧問法（Investment Advisers Act of 1940）の諸規則を遵守して、方針及び手続きを設定しています。

③　委託会社の運用体制（平成28年２月末現在）

ａ．運用部門の役割

ファンドの運用を行うとともに、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクの運用が、マザーファンドの運用ガイドラインを遵守して行われているかを日々チェックします。

ｂ．トレーディング担当部署の役割

「３ヵ月決算型（為替ヘッジあり）」における為替取引を行います。

ｃ．コンプライアンス担当部署の役割

ファンドおよびマザーファンドの運用について、法令等の遵守状況に関し、定期的にチェックします。

ｄ．リスク管理担当部署の役割

ファンドおよびマザーファンドの運用実績の状況について定期的に評価を行います。また、マザーファンドの評価結果については運用部門および関係各部を通じてモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに通知することがあります。

≪参考≫

・ファンドの運用は、運用部門のファンドマネージャー２名程度で行います。
・トレーディング担当部署においては30名程度、リスク管理およびコンプライアンスの各担当部署においては総勢40～50名程度で上記業務に当たります。

④ 関係法人に関する管理体制は次の通りです。
委託会社は、投資顧問会社の業務執行状況等に基づき、定期的に適正性を確認します。
また、受託会社については、年１回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

＜訂正後＞
委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限を「モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク」に委託します。
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクおよび委託会社の運用体制は次の通りです。

① モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクの運用体制（平成28年８月末現在）
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント（以下「ＭＳＩＭ」ということがあります。）の米国法人です。マザーファンドの運用は、ＭＳＩＭのリアル・エステート運用チームおよびインフラストラクチャー運用チームにより構成される「ハードアセット運用チーム」による情報を基に、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクのファンド・マネジャーが行います。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント
「ハードアセット運用チーム」の運用体制

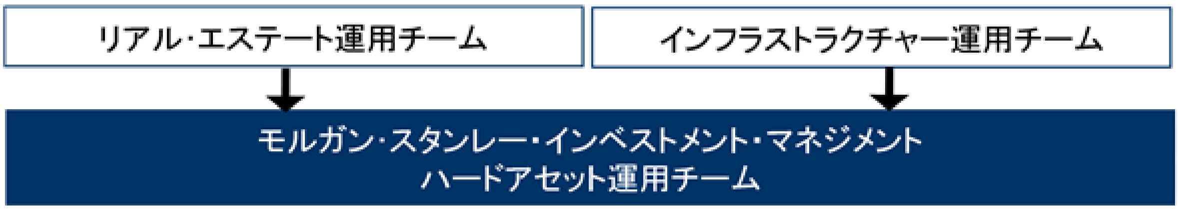

ファンド毎の運用ガイドラインや投資制限の遵守を徹底するために、コンプライアンス部門は、売買執行前と後にトレード内容の確認を行います。

② モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクの運用体制に関する社内規則等は次の通りです。
ａ．投資顧問会社として米ＳＥＣ（Securities and Exchange Commission）に登録しており、その監督を受けています。
ｂ．投資顧問法（Investment Advisers Act of 1940）の諸規則を遵守して、方針及び手続きを設定しています。

③ 委託会社の運用体制（平成28年８月末現在）
ａ．運用部門の役割
ファンドの運用を行うとともに、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクの運用が、マザーファンドの運用ガイドラインを遵守して行われているかを日々チェックします。
ｂ．トレーディング担当部署の役割
「３ヵ月決算型（為替ヘッジあり）」における為替取引を行います。
ｃ．コンプライアンス担当部署の役割

ファンドおよびマザーファンドの運用について、法令等の遵守状況に関し、定期的にチェックします。

ｄ．リスク管理担当部署の役割
ファンドおよびマザーファンドの運用実績の状況について定期的に評価を行います。また、マザーファンドの評価結果については運用部門および関係各部を通じてモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに通知することがあります。

≪参考≫
・ファンドの運用は、運用部門のファンドマネージャー４名程度で行います。
・トレーディング担当部署においては30名程度、リスク管理およびコンプライアンスの各担当部署においては総勢40～50名程度で上記業務に当たります。

④　関係法人に関する管理体制は次の通りです。
委託会社は、投資顧問会社の業務執行状況等に基づき、定期的に適正性を確認します。
また、受託会社については、年１回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。
（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

（５）【投資制限】
＜訂正前＞
○信託約款に定める投資制限
①　マザーファンド受益証券への投資
マザーファンド受益証券への投資割合は、制限を設けません。
②　株式および上場不動産投資信託への投資
株式および上場不動産投資信託（金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）への実質投資割合は、制限を設けません。
③　外貨建資産への投資
外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
④　新株引受権証券等への投資
委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
⑤　投資する株式等の範囲
ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
ｂ．上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
⑥　同一銘柄の株式および上場不動産投資信託への投資制限

ａ．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｂ．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の上場不動産投資信託の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該上場不動産投資信託の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該上場不動産投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑧　信用取引の指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

（ａ）信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

（ｂ）株式分割により取得する株券

（ｃ）有償増資により取得する株券

（ｄ）売出しにより取得する株券

（ｅ）信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

（ｆ）信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（（ｅ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨　先物取引等の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図を

することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権ならびに組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｂ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｃ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（ｂ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑩ スワップ取引の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下ｃ．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｄ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｅ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下ｃ．において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額と、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下ｃ．において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．ｃ．においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額と

は、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｅ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下ｅ．において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下ｅ．において「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下ｅ．において「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ｆ．ｅ．においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｇ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｈ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫　デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

⑬　同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑭　有価証券の貸付の指図および範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

（ａ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

（ｂ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

ｂ．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮　公社債の空売りの指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑯　公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ｄ．借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑰　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

⑱　外国為替予約取引の指図および範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ．予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ｃ．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑲　直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額等で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑳　資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ｄ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

○法令等による投資制限

① 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

② デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

≪参考≫　マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

―運用の基本方針―

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針
この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法
(1) 投資対象
北米の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている、ハードアセット*を保有・運営する企業の株式および不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

＊　この投資信託において「ハードアセット」とは、インフラ関連施設や不動産といった、保有・運営することによりキャッシュフロー（施設使用料や賃料等の収入）を生み出す実物資産のことをいいます。

(2) 投資態度
①　北米の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている、ハードアセットを保有・運営する企業の株式および不動産投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
②　株式および不動産投資信託証券を合計した組入比率は、原則として高位を保ちます。
③　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
④　資金動向や市況動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
⑤　運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに主として、北米の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている、株式および不動産投資信託証券に関する運用指図の権限を委託します。

3. 投資制限
(1) 株式および上場不動産投資信託（金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券をいいます。以下、この運用の基本方針において同じ。）への投資割合は、制限を設けません。
(2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
(3) 同一銘柄の株式および上場不動産投資信託への投資割合は、取得時において、それぞれ信託財産の純資産総額の15%以内とします。
(4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
(5) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
(6) 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。
(7) スワップ取引は、約款第21条の範囲で行います。
(8) 直物為替先渡取引は、約款第30条の範囲で行います。
(9) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
(10) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

＜訂正後＞

○信託約款に定める投資制限

①　マザーファンド受益証券への投資
マザーファンド受益証券への投資割合は、制限を設けません。

②　株式および上場不動産投資信託への投資
株式および上場不動産投資信託（金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）への実質投資割合は、制限を設けません。

③　外貨建資産への投資
外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

④　新株引受権証券等への投資
委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　投資する株式等の範囲

ａ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ｂ．上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑥　同一銘柄の株式および上場不動産投資信託への投資制限

ａ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｂ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の上場不動産投資信託の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該上場不動産投資信託の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該上場不動産投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑧　信用取引の指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

（ａ）信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

（ｂ）株式分割により取得する株券

（ｃ）有償増資により取得する株券

（ｄ）売出しにより取得する株券

（ｅ）信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

（ｆ）信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（（ｅ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑨　先物取引等の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権ならびに組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｂ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が、取引時点の保有外貨建資産の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

ｃ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

（ａ）先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が１年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

（ｂ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（ｂ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

（ｃ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の５％を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の５％を上回らない範囲内とします。

⑩　スワップ取引の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ｂ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下ｃ．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｄ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｅ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪　金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下ｃ．において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額と、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなし

た額との合計額（以下ｃ．において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ｄ．ｃ．においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｅ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下ｅ．において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下ｅ．において「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下ｅ．において「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ｆ．ｅ．においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ｇ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ｈ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫　デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

⑬　同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑭　有価証券の貸付の指図および範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

（ａ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50％を超えないものとします。

（ｂ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50％を超えないものとします。

ｂ．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ｃ．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮　公社債の空売りの指図範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ｂ．売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑯　公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ｄ．借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑰　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

⑱　外国為替予約取引の指図および範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ｂ．予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ｃ．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑲　直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ｂ．直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ｃ．直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額等で評価するものとします。

ｄ．委託会社は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑳　資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ｄ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

21　信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

○法令等による投資制限

①　同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

②　デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示す

る証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

③ 信用リスク集中回避（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号の２）
委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図してはならないものとされています。

≪参考≫　マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

―運用の基本方針―

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針
この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法
(1) 投資対象
北米の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている、ハードアセット*を保有・運営する企業の株式および不動産投資信託証券を主要投資対象とします。
＊　この投資信託において「ハードアセット」とは、インフラ関連施設や不動産といった、保有・運営することによりキャッシュフロー（施設使用料や賃料等の収入）を生み出す実物資産のことをいいます。

(2) 投資態度
① 北米の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている、ハードアセットを保有・運営する企業の株式および不動産投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
② 株式および不動産投資信託証券を合計した組入比率は、原則として高位を保ちます。
③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
④ 資金動向や市況動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
⑤ 運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに主として、北米の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている、株式および不動産投資信託証券に関する運用指図の権限を委託します。

3. 投資制限
(1) 株式および上場不動産投資信託（金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券をいいます。以下、この運用の基本方針において同じ。）への投資割合は、制限を設けません。
(2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20％以内とします。
(3) 同一銘柄の株式および上場不動産投資信託への投資割合は、それぞれ信託財産の純資産総額の10％以内とします。
(4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
(5) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
(6) 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。
(7) スワップ取引は、約款第21条の範囲で行います。
(8) 直物為替先渡取引は、約款第30条の範囲で行います。
(9) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

（10）一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

３【投資リスク】
＜訂正前＞

(1)　ファンドおよびマザーファンドのリスク

（略）

②　為替変動リスク

＜３ヵ月決算型（為替ヘッジあり）＞

主に北米の通貨建（主に米ドル建およびカナダ・ドル建）等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、為替変動リスクが生じます。これらの外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、設定や解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分のヘッジコストとならない場合があります。

＜３ヵ月決算型（為替ヘッジなし）＞

主に北米の通貨建（主に米ドル建およびカナダ・ドル建）等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

（略）

＜訂正後＞

(1)　ファンドおよびマザーファンドのリスク

②　為替変動リスク

（略）

＜３ヵ月決算型（為替ヘッジあり）＞

主に北米の通貨建（主に米ドル建およびカナダ・ドル建）等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、為替変動リスクが生じます。これらの外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、設定や解約等の資金動向、為替ヘッジのタイミングおよび範囲、ならびに市況動向等の要因により、完全に為替変動リスクを排除することはできません。また、円金利がヘッジ対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円とヘッジ対象となる外貨建資産の通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

＜３ヵ月決算型（為替ヘッジなし）＞

主に北米の通貨建（主に米ドル建およびカナダ・ドル建）等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。

（略）

「参考情報」については、＜訂正後＞の内容に訂正いたします。

＜訂正後＞

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

3ヵ月決算型（為替ヘッジあり）

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

ファンドの年間騰落率は、2015年2月～2016年8月です。
基準価額（分配金再投資）は、2014年2月末～2016年8月末です。

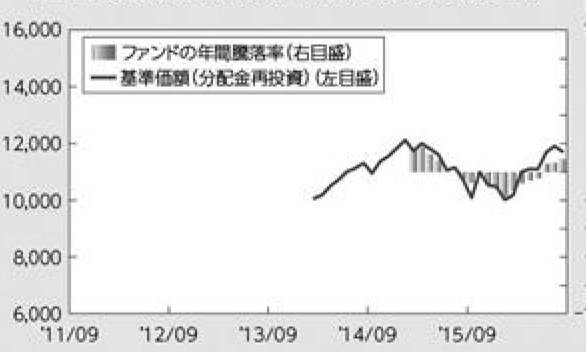

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2011年9月末～2016年8月末）
ファンドの年間騰落率は、2015年2月～2016年8月です。

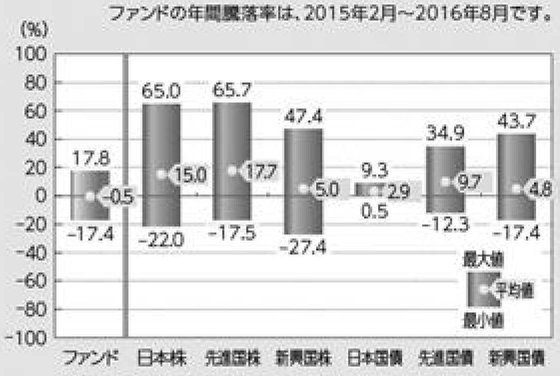

（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

3ヵ月決算型（為替ヘッジなし）

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移

ファンドの年間騰落率は、2015年2月～2016年8月です。
基準価額（分配金再投資）は、2014年2月末～2016年8月末です。

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2011年9月末～2016年8月末）
ファンドの年間騰落率は、2015年2月～2016年8月です。

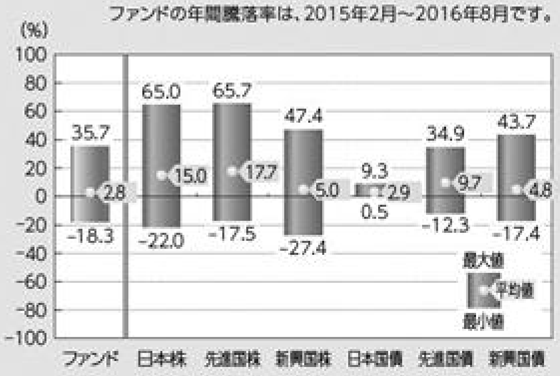

（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA－BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA－BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA－BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本)	シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

４【手数料等及び税金】

（３）【信託報酬等】

＜訂正前＞

① ａ．信託報酬の総額は、各ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.9224%（税抜1.7800%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

１万口当たりの信託報酬： 保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※ 上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

ｂ．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 信託報酬の平成28年２月末現在の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	1.03%	各ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	各ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。

各ファンドの当該投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬から、原則としてマザーファンドの計算期間終了後および契約終了のとき支弁するものとし、その投資顧問報酬額は、マザーファンドの計算期間を通じて毎日、マザーファンドの信託財産の純資産総額に年0.65%の率を乗じて得た金額に対して、マザーファンドに対する当該各ファンドの所有割合を乗じて得た金額とします。

＜訂正後＞

① ａ．信託報酬の総額は、各ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.9224%（税抜1.7800%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

１万口当たりの信託報酬： 保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※ 上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

ｂ．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

② 信託報酬の平成28年８月末現在の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	1.03%	各ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.05%	各ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。

各ファンドの当該投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬から、原則としてマザーファンドの計算期間終了後および契約終了のとき支弁するものとし、その投資顧問報酬額は、マザーファンドの計算期間を通じて毎日、マザーファンドの信託財産の純資産総額に年0.65%の率を乗じて得た金額に対して、マザーファンドに対する当該各ファンドの所有割合を乗じて得た金額とします。

（５）【課税上の取扱い】

＜訂正前＞

ファンドの課税上の取扱いは、株式投資信託となります。

＊　以下の内容は、平成28年２月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

＊　買取制度につきましては、販売会社に確認してください。

＊　税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

①　個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成26年 １月１日から 平成49年 12月31日まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315%＊1 (所得税15.315%＊1　地方税5.000%)
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税＊2　20.315%＊1 (所得税15.315%＊1　地方税5.000%)
	償還金			

＊１　所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

＊２　原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

※１　収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

※２　配当控除の適用はありません。

※３　公募株式投資信託は税法上、「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）およびジュニアＮＩＳＡ（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。ＮＩＳＡおよびジュニアＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

②　法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	平成26年１月１日から平成49年12月31日までは 源泉徴収15.315%＊（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

＊　所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

※　税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。
その他くわしくは販売会社にお問い合わせください。

③　個別元本について

ａ．受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

ｂ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ｃ．受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
ｄ．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④　収益分配金の課税について
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
受益者が収益分配金を受取る際は、
ａ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
ｂ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

＜訂正後＞
ファンドの課税上の取扱いは、株式投資信託となります。
＊　以下の内容は、平成28年８月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
＊　買取制度につきましては、販売会社に確認してください。
＊　税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

①　個人の受益者に対する課税

期間	対象	課税対象	所得の種類	税率等
平成26年 １月１日から 平成49年 12月31日まで	収益分配金	普通分配金	配当所得	源泉徴収（申告不要）20.315%＊１ (所得税15.315%＊１　地方税5.000%)
	一部解約金	譲渡益	譲渡所得	申告分離課税＊２　20.315%＊１ (所得税15.315%＊１　地方税5.000%)
	償還金			

＊１　所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。
＊２　原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

※１　収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
※２　配当控除の適用はありません。
※３　公募株式投資信託は税法上、「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）およびジュニアＮＩＳＡ（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。ＮＩＳＡおよびジュニアＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の受益者に対する課税

	所得税法上の対象額	税率等
収益分配金	普通分配金額	平成26年１月１日から平成49年12月31日までは源泉徴収15.315%＊（所得税）
一部解約金	解約価額の個別元本超過額	
償還金	償還価額の個別元本超過額	

＊ 所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

※ 税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。
その他くわしくは販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本について

ａ．受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

ｂ．受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ｃ．受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

ｄ．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

ａ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ｂ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

５【運用状況】

有価証券報告書の提出に伴い「第二部　ファンド情報　第１　ファンドの状況　５　運用状況」の全文を訂正いたします。

＜訂正後＞

【北米ハードアセット・オープン（３ヵ月決算型）為替ヘッジあり】

（１）【投資状況】

平成28年8月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	42,573,171	97.53
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	―	1,076,895	2.47
純資産総額		43,650,066	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

平成28年8月31日現在

国／地域	銘　柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評 価 額 単価（円）	金額（円）	利率（%） 償還期限 (年/月/日)	投資比率(%)
日本	北米ハードアセット・オープン　マザーファンド	親投資信託受益証券	―	34,311,067	1.2444 1.2408	42,696,692 42,573,171	― ―	97.53

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

平成28年8月31日現在

種類／業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.53
合　計	97.53

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成28年8月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額	基準価額 （１万口当たりの純資産価額）
第1計算期間末日 （平成26年 5月12日）	1,177,297,373 （分配付） 1,107,526,148 （分配落）	10,630 （分配付） 10,000 （分配落）
第2計算期間末日 （平成26年 8月11日）	1,468,525,351 （分配付） 1,422,303,471 （分配落）	10,326 （分配付） 10,001 （分配落）
第3計算期間末日 （平成26年11月10日）	586,649,457 （分配付） 563,816,526 （分配落）	10,406 （分配付） 10,001 （分配落）
第4計算期間末日 （平成27年 2月10日）	293,572,136 （分配付） 281,685,266 （分配落）	10,422 （分配付） 10,000 （分配落）
第5計算期間末日 （平成27年 5月11日）	184,975,581 （分配付） 184,975,581 （分配落）	9,850 （分配付） 9,850 （分配落）
第6計算期間末日 （平成27年 8月10日）	92,609,996 （分配付） 92,609,996 （分配落）	9,273 （分配付） 9,273 （分配落）
第7計算期間末日 （平成27年11月10日）	68,028,714 （分配付） 68,028,714 （分配落）	8,840 （分配付） 8,840 （分配落）
第8計算期間末日 （平成28年 2月10日）	44,635,984 （分配付） 44,635,984 （分配落）	8,121 （分配付） 8,121 （分配落）
第9計算期間末日 （平成28年 5月10日）	42,465,837 （分配付） 42,465,837 （分配落）	9,409 （分配付） 9,409 （分配落）
第10計算期間末日 （平成28年 8月10日）	45,638,815 （分配付） 45,502,302 （分配落）	10,030 （分配付） 10,000 （分配落）
平成27年 8月末日	83,844,105	9,004
9月末日	67,299,044	8,478
10月末日	71,191,687	9,238
11月末日	60,577,398	8,846
12月末日	57,799,287	8,807
平成28年 1月末日	46,250,921	8,415
2月末日	46,998,571	8,551
3月末日	49,051,355	9,242
4月末日	43,924,309	9,331
5月末日	42,076,592	9,323
6月末日	42,275,536	9,820
7月末日	45,489,794	10,007
8月末日	43,650,066	9,809

②【分配の推移】

	１万口当たりの分配金
第1計算期間	630円
第2計算期間	325円
第3計算期間	405円
第4計算期間	422円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	30円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第1計算期間	6.30
第2計算期間	3.26
第3計算期間	4.04
第4計算期間	4.20
第5計算期間	△1.50
第6計算期間	△5.85
第7計算期間	△4.66
第8計算期間	△8.13
第9計算期間	15.86
第10計算期間	6.60

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,266,748,379	159,268,608	1,107,479,771
第2計算期間	319,731,946	5,000,000	1,422,211,717
第3計算期間	11,457,800	869,893,439	563,776,078
第4計算期間	50,597,757	332,694,438	281,679,397
第5計算期間	3,754,670	97,645,428	187,788,639
第6計算期間	498	87,919,486	99,869,651
第7計算期間	－	22,911,674	76,957,977
第8計算期間	－	21,996,270	54,961,707
第9計算期間	－	9,827,988	45,133,719
第10計算期間	2,454,781	2,083,927	45,504,573

【北米ハードアセット・オープン（３ヵ月決算型）為替ヘッジなし】

（１）【投資状況】

平成28年8月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	706,504,245	99.50
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	3,518,795	0.50
純資産総額		710,023,040	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

平成28年8月31日現在

国／地域	銘　柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評 価 額 単価（円）	金額（円）	利率（%） 償還期限 (年/月/日)	投資比率 (%)
日本	北米ハードアセット・オープン　マザーファンド	親投資信託受益証券	―	569,394,137	1.2450 1.2408	708,895,701 706,504,245	― ―	99.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

平成28年8月31日現在

種類／業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.50
合　計	99.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成28年8月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額	基準価額 （１万口当たりの純資産価額）
第1計算期間末日 （平成26年 5月12日）	7,205,804,154 （分配付） 6,776,862,423 （分配落）	10,634 （分配付） 10,001 （分配落）
第2計算期間末日 （平成26年 8月11日）	7,595,933,443 （分配付） 7,334,125,957 （分配落）	10,358 （分配付） 10,001 （分配落）
第3計算期間末日 （平成26年11月10日）	3,074,697,827 （分配付） 2,651,542,007 （分配落）	11,597 （分配付） 10,001 （分配落）
第4計算期間末日 （平成27年 2月10日）	4,580,517,614 （分配付） 4,295,718,771 （分配落）	10,663 （分配付） 10,000 （分配落）
第5計算期間末日 （平成27年 5月11日）	4,301,583,179 （分配付） 4,301,583,179 （分配落）	9,989 （分配付） 9,989 （分配落）
第6計算期間末日 （平成27年 8月10日）	2,202,986,617 （分配付） 2,202,986,617 （分配落）	9,659 （分配付） 9,659 （分配落）
第7計算期間末日 （平成27年11月10日）	1,344,650,281 （分配付） 1,344,650,281 （分配落）	9,091 （分配付） 9,091 （分配落）
第8計算期間末日 （平成28年 2月10日）	799,799,405 （分配付） 799,799,405 （分配落）	7,729 （分配付） 7,729 （分配落）
第9計算期間末日 （平成28年 5月10日）	829,925,560 （分配付） 829,925,560 （分配落）	8,625 （分配付） 8,625 （分配落）
第10計算期間末日 （平成28年 8月10日）	728,525,007 （分配付） 728,525,007 （分配落）	8,673 （分配付） 8,673 （分配落）
平成27年 8月末日	1,785,957,342	9,118
9月末日	1,475,934,950	8,468
10月末日	1,396,030,960	9,349
11月末日	1,219,475,832	9,060
12月末日	1,025,800,821	8,828
平成28年 1月末日	912,864,024	8,421
2月末日	818,987,684	8,106
3月末日	865,517,847	8,779
4月末日	839,404,873	8,686
5月末日	818,782,085	8,728
6月末日	757,308,239	8,586
7月末日	753,970,699	8,871
8月末日	710,023,040	8,634

②【分配の推移】

	１万口当たりの分配金
第1計算期間	633円
第2計算期間	357円
第3計算期間	1,596円
第4計算期間	663円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	6.34
第2計算期間	3.56
第3計算期間	15.95
第4計算期間	6.61
第5計算期間	△0.11
第6計算期間	△3.30
第7計算期間	△5.88
第8計算期間	△14.98
第9計算期間	11.59
第10計算期間	0.55

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	8,267,410,249	1,491,079,583	6,776,330,666
第2計算期間	933,525,549	376,313,169	7,333,543,046
第3計算期間	321,343,407	5,003,534,194	2,651,352,259
第4計算期間	2,523,314,114	879,057,876	4,295,608,497
第5計算期間	585,501,473	574,980,499	4,306,129,471
第6計算期間	41,089,918	2,066,463,202	2,280,756,187
第7計算期間	32,714	801,632,285	1,479,156,616
第8計算期間	34,549	444,346,166	1,034,844,999
第9計算期間	―	72,622,216	962,222,783
第10計算期間	―	122,262,480	839,960,303

＜参考＞

「北米ハードアセット・オープン　マザーファンド」

（１）投資状況

平成28年8月31日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
株式	アメリカ	285,011,619	25.00
	カナダ	152,583,161	13.38
投資証券	アメリカ	641,809,300	56.30
	カナダ	16,738,127	1.47
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	43,883,856	3.85
純資産総額		1,140,026,063	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

平成28年8月31日現在

国／地域	銘　柄	種類	業種	数量	上段：帳簿価額 下段：評 価 額 単価（円）	金額（円）	利率（%） 償還期限 (年/月/日)	投資比率 (%)
アメリカ	AMERICAN TOWER CORP	投資証券	―	6,560	11,960.62 11,682.03	78,461,703 76,634,179	― ―	6.72
アメリカ	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	―	3,300	22,764.60 22,276.56	75,123,191 73,512,654	― ―	6.45
カナダ	ENBRIDGE INC	株式	エネルギー	16,725	4,309.85 4,076.14	72,082,262 68,173,474	― ―	5.98
アメリカ	P G & E CORP	株式	公益事業	8,230	6,547.80 6,383.74	53,888,417 52,538,234	― ―	4.61
アメリカ	CROWN CASTLE INTL CORP	投資証券	―	5,360	9,886.70 9,718.52	52,992,752 52,091,289	― ―	4.57
カナダ	TRANSCANADA CORP	株式	エネルギー	11,009	4,868.55 4,708.80	53,597,870 51,839,284	― ―	4.55
アメリカ	PATTERN ENERGY GROUP INC	株式	公益事業	19,214	2,458.77 2,472.19	47,242,987 47,500,712	― ―	4.17
アメリカ	SEMPRA ENERGY	株式	公益事業	4,129	10,977.32 10,735.87	45,325,355 44,328,444	― ―	3.89
アメリカ	VORNADO REALTY TRUST	投資証券	―	4,040	10,905.09 10,614.12	44,056,580 42,881,071	― ―	3.76
アメリカ	EQUITY RESIDENTIAL	投資証券	―	5,650	7,082.27 6,673.68	40,014,854 37,706,305	― ―	3.31
アメリカ	SPECTRA ENERGY CORP	株式	エネルギー	9,200	3,741.30 3,686.62	34,420,022 33,916,916	― ―	2.98
アメリカ	BOSTON PROPERTIES INC	投資証券	―	2,314	14,796.01 14,491.63	34,237,971 33,533,634	― ―	2.94
アメリカ	KINDER MORGAN INC	株式	エネルギー	13,960	2,112.09 2,260.67	29,494,235 31,559,006	― ―	2.77
アメリカ	AVALONBAY COMMUNITIES INC	投資証券	―	1,710	19,189.41 17,996.65	32,813,902 30,774,281	― ―	2.70
アメリカ	HOST HOTELS & RESORTS INC	投資証券	―	15,310	1,875.81 1,866.52	28,718,687 28,576,516	― ―	2.51
アメリカ	PUBLIC STORAGE	投資証券	―	900	23,921.25 23,088.58	21,529,126 20,779,729	― ―	1.82
アメリカ	GENERAL GROWTH PROPERTIES	投資証券	―	6,724	3,192.38 3,019.04	21,465,624 20,300,070	― ―	1.78
アメリカ	CAMDEN PROPERTY TRUST	投資証券	―	2,150	9,023.09 9,003.48	19,399,645 19,357,496	― ―	1.70
アメリカ	REGENCY CENTERS CORP	投資証券	―	2,270	8,539.17 8,272.97	19,383,931 18,779,647	― ―	1.65
アメリカ	SBA COMMUNICATIONS CORP-CL A	株式	電気通信サービス	1,364	12,011.18 11,759.42	16,383,254 16,039,855	― ―	1.41
アメリカ	VENTAS INC	投資証券	―	2,046	7,607.46 7,558.96	15,564,866 15,465,646	― ―	1.36
カナダ	INTER PIPELINE LTD	株式	エネルギー	6,825	2,137.22 2,241.87	14,586,529 15,300,818	― ―	1.34
カナダ	PEMBINA PIPELINE CORP	株式	エネルギー	4,507	3,125.56 3,117.69	14,086,929 14,051,463	― ―	1.23
アメリカ	LASALLE HOTEL PROPERTIES	投資証券	―	4,450	2,911.73 2,924.12	12,957,241 13,012,339	― ―	1.14
アメリカ	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	株式	消費者サービス	5,220	2,443.30 2,453.62	12,754,038 12,807,898	― ―	1.12
アメリカ	KIMCO REALTY CORP	投資証券	―	4,070	3,215.08 3,093.33	13,085,411 12,589,879	― ―	1.10
アメリカ	TANGER FACTORY OUTLET CENTER	投資証券	―	2,880	4,204.58 4,183.94	12,109,204 12,049,773	― ―	1.06
アメリカ	EVERSOURCE ENERGY	株式	公益事業	2,156	5,864.75 5,544.89	12,644,403 11,954,789	― ―	1.05
アメリカ	ATMOS ENERGY CORP	株式	公益事業	1,566	7,987.16 7,623.97	12,507,898 11,939,137	― ―	1.05
アメリカ	PROLOGIS INC	投資証券	―	2,150	5,596.48 5,482.98	12,032,438 11,788,418	― ―	1.03

（注1）株式の数量は株式数、投資証券の数量は口数です。
（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

平成28年8月31日現在

種類／業種別		投資比率(%)
株式	エネルギー	19.37
	運輸	0.41
	消費者サービス	1.12
	不動産	0.30
	電気通信サービス	1.41
	公益事業	15.78
	小計	38.38
投資証券	―	57.77
合　計		96.15

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）運用実績

運用実績

2016年8月31日現在

北米ハードアセット・オープン(3ヵ月決算型)為替ヘッジあり、北米ハードアセット・オープン(3ヵ月決算型)為替ヘッジなし

■ 基準価額・純資産の推移 2014年2月13日(設定日)～2016年8月31日

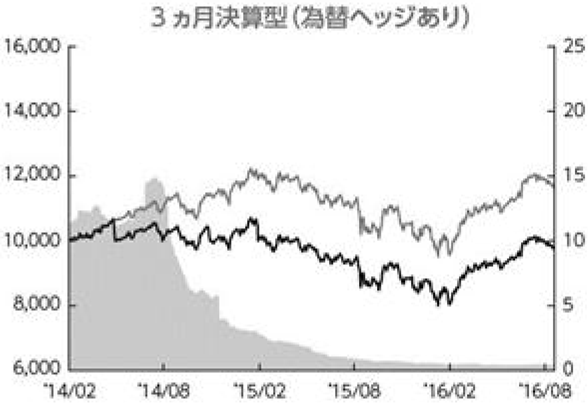

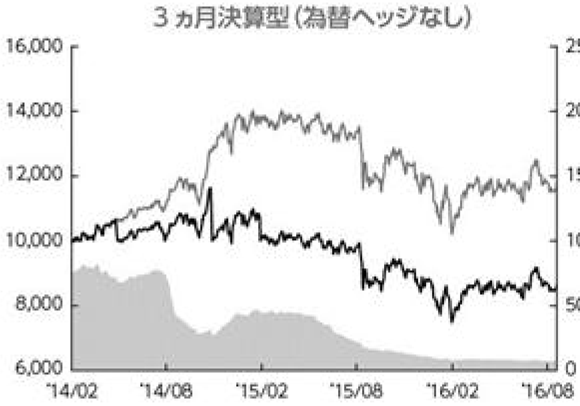

純資産総額(億円)【右目盛】　基準価額(分配金再投資)【左目盛】　基準価額【左目盛】

- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

	3ヵ月決算型(為替ヘッジあり)	3ヵ月決算型(為替ヘッジなし)
基準価額	9,809円	8,634円
純資産総額	0.4億円	7.1億円

■ 分配の推移

	3ヵ月決算型(為替ヘッジあり)	3ヵ月決算型(為替ヘッジなし)
2016年8月	30円	0円
2016年5月	0円	0円
2016年2月	0円	0円
2015年11月	0円	0円
2015年8月	0円	0円
2015年5月	0円	0円
直近1年間累計	30円	0円
設定来累計	1,812円	3,249円

- 分配金は1万口当たり、税引前

■ 年間収益率の推移

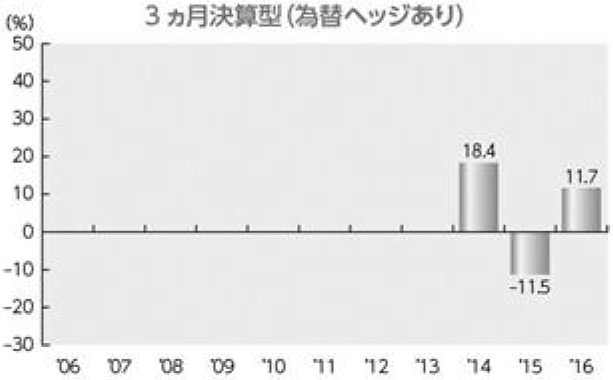

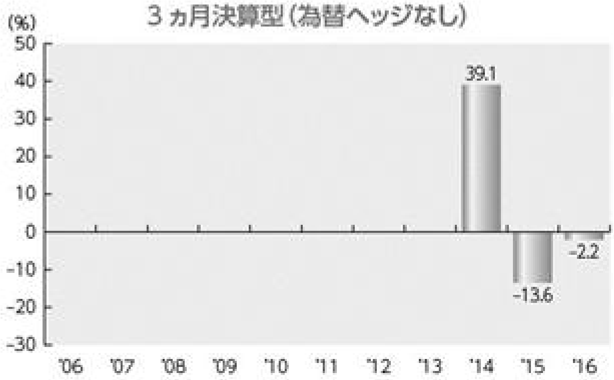

- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2014年は設定日から年末までの、2016年は年初から8月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■ 主要な資産の状況

• 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
• セクターはモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクが定義した区分に基づいています。
• 現金等には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

●主要な組入銘柄（評価額上位）

	銘柄名	セクター	比率	
			3ヵ月決算型（為替ヘッジあり）	3ヵ月決算型（為替ヘッジなし）
1	アメリカン・タワー	通信	6.6%	6.7%
2	サイモン・プロパティ・グループ	小売り	6.3%	6.4%
3	エンブリッジ	石油・ガス 貯蔵・輸送	5.8%	6.0%
4	パシフィック・ガス・アンド・エレクトリック	送配電	4.5%	4.6%
5	クラウン・キャッスル・インターナショナル	通信	4.5%	4.5%
6	トランスカナダ	石油・ガス 貯蔵・輸送	4.4%	4.5%
7	パターン・エナジー・グループ	送配電	4.1%	4.1%
8	センプラ・エナジー	石油・ガス 貯蔵・輸送	3.8%	3.9%
9	ボルナード・リアルティ・トラスト	複合（不動産）	3.7%	3.7%
10	エクイティ・レジデンシャル	住宅	3.2%	3.3%

●国別組入比率

国	比率	
	3ヵ月決算型（為替ヘッジあり）	3ヵ月決算型（為替ヘッジなし）
アメリカ	79.3%	80.9%
カナダ	14.5%	14.8%
現金等	6.2%	4.3%
合　計	**100.0%**	**100.0%**

●通貨別組入比率

通貨	比率	
	3ヵ月決算型（為替ヘッジあり）	3ヵ月決算型（為替ヘッジなし）
米ドル建	79.3%	80.9%
カナダ・ドル建	14.5%	14.8%
現金等	6.2%	4.3%
合　計	**100.0%**	**100.0%**

※通貨別組入比率は、組入株式および組入不動産投資信託（リート）を通貨別に集計したものです。

●セクター別組入比率

インフラ

セクター	比率	
	3ヵ月決算型（為替ヘッジあり）	3ヵ月決算型（為替ヘッジなし）
石油・ガス 貯蔵・輸送	23.7%	24.2%
通信	12.4%	12.6%
送配電	9.6%	9.8%
水施設	1.0%	1.0%
鉄道	0.4%	0.4%
インフラ合計	**47.1%**	**48.0%**

不動産

セクター	比率	
	3ヵ月決算型（為替ヘッジあり）	3ヵ月決算型（為替ヘッジなし）
小売り	14.7%	15.0%
住宅	9.1%	9.3%
複合（不動産）	5.7%	5.8%
オフィス	5.3%	5.4%
ホテル	5.1%	5.2%
ヘルスケア	3.3%	3.4%
倉庫	2.3%	2.3%
産業用施設	1.2%	1.2%
不動産合計	**46.7%**	**47.7%**

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第３【ファンドの経理状況】

有価証券報告書の提出に伴い「第二部　ファンド情報　第３　ファンドの経理状況」の全文を訂正いたします。

＜訂正後＞

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　四半期決算ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（平成28年2月11日から平成28年8月10日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【北米ハードアセット・オープン（３ヵ月決算型）為替ヘッジあり】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 平成28年2月10日現在 ］	当期 ［ 平成28年8月10日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,215,587	1,593,748
親投資信託受益証券	42,861,312	43,310,720
派生商品評価勘定	897,556	302,837
未収入金	59,295	641,022
未収利息	1	－
流動資産合計	45,033,751	45,848,327
資産合計	45,033,751	45,848,327
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	122,670	495
未払収益分配金	－	136,513
未払受託者報酬	7,687	5,842
未払委託者報酬	265,907	202,036
未払利息	－	2
その他未払費用	1,503	1,137
流動負債合計	397,767	346,025
負債合計	397,767	346,025
純資産の部		
元本等		
元本	※1 54,961,707	※1 45,504,573
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △10,325,723	※2 △2,271
（分配準備積立金）	450,352	981,330
元本等合計	44,635,984	45,502,302
純資産合計	44,635,984	45,502,302
負債純資産合計	45,033,751	45,848,327

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成27年 8月11日 至 平成28年 2月10日	当期 自 平成28年 2月11日 至 平成28年 8月10日
営業収益		
受取利息	638	10
有価証券売買等損益	△12,812,423	5,605,994
為替差損益	4,839,879	4,318,652
営業収益合計	△7,971,906	9,924,656
営業費用		
支払利息	－	309
受託者報酬	18,025	12,026
委託者報酬	※1 623,546	※1 415,965
その他費用	3,541	13,143
営業費用合計	645,112	441,443
営業利益又は営業損失（△）	△8,617,018	9,483,213
経常利益又は経常損失（△）	△8,617,018	9,483,213
当期純利益又は当期純損失（△）	△8,617,018	9,483,213
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,333,305	1,007,993
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△7,259,655	△10,325,723
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,217,645	1,984,745
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,217,645	1,969,552
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	15,193
分配金	※2 －	※2 136,513
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△10,325,723	△2,271

「北米ハードアセット・オープン（３ヵ月決算型）為替ヘッジあり」

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 ［ 平成28年2月10日現在 ］	当期 ［ 平成28年8月10日現在 ］
※１ 期首元本額	99,869,651円	54,961,707円
期中追加設定元本額	―	2,454,781円
期中一部解約元本額	44,907,944円	11,911,915円
※２ 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	10,325,723円	2,271円
3 受益権の総数	54,961,707口	45,504,573口
4 １口当たり純資産額	0.8121円	1.0000円
（１万口当たり純資産額）	(8,121円)	(10,000円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期（自 平成27年8月11日　至 平成28年2月10日）

※１　運用に係る権限を委託するための費用

「北米ハードアセット・オープン　マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年１万分の65の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

※２　分配金の計算過程

		（ 自 平成27年8月11日　至 平成27年11月10日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	200,794円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	2,602円
分配準備積立金額	D	230,445円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	433,841円
当ファンドの期末残存口数	F	76,957,977口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	56円
１万口当たり分配金額	H	―
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―

		（ 自 平成27年11月11日　至 平成28年2月10日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	142,371円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	1,859円
分配準備積立金額	D	307,981円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	452,211円
当ファンドの期末残存口数	F	54,961,707口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	82円
１万口当たり分配金額	H	―
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―

当期（自 平成28年2月11日　至 平成28年8月10日）

※１　運用に係る権限を委託するための費用

「北米ハードアセット・オープン　マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年１万分の65の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

※２　分配金の計算過程

		（ 自　平成28年2月11日　至　平成28年5月10日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	504,713円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	1,526円
分配準備積立金額	D	369,823円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	876,062円
当ファンドの期末残存口数	F	45,133,719口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	194円
１万口当たり分配金額	H	―
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―

		（ 自　平成28年5月11日　至　平成28年8月10日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	283,688円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	50,907円
分配準備積立金額	D	834,155円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,168,750円
当ファンドの期末残存口数	F	45,504,573口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	256円
１万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	136,513円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区　分	前期 （ 自 平成27年 8月11日 至 平成28年 2月10日 ）	当期 （ 自 平成28年 2月11日 至 平成28年 8月10日 ）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同　左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同　左
	当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。	同　左
	親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同　左
	また、当ファンドおよび親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同　左
3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同　左
	親投資信託受益証券は、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同　左

2　金融商品の時価等に関する事項

区　分	前期 ［ 平成28年2月10日現在 ］	当期 ［ 平成28年8月10日現在 ］
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同　左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同　左
	デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。	同　左
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同　左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同　左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種　類	前期 ［ 平成28年2月10日現在 ］ 最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期 ［ 平成28年8月10日現在 ］ 最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△6,736,108	365,241
合計	△6,736,108	365,241

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
通貨関連

区　分	種　類	前期［ 平成28年2月10日現在 ］			
		契 約 額 等（円）		時　価	評 価 損 益
			うち1年超	（円）	（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	36,040,040	―	35,203,690	836,350
	カナダドル	6,207,776	―	6,269,240	△61,464
合　計		42,247,816	―	41,472,930	774,886

区　分	種　類	当期［ 平成28年8月10日現在 ］			
		契 約 額 等（円）		時　価	評 価 損 益
			うち1年超	（円）	（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	36,211,474	―	35,938,080	273,394
	カナダドル	6,468,918	―	6,439,970	28,948
合　計		42,680,392	―	42,378,050	302,342

（注）時価の算定方法
1　対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2　対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評　価　額	備考
親投資信託受益証券	北米ハードアセット・オープン　マザーファンド	34,784,933	43,310,720	
	親投資信託受益証券　小計	34,784,933	43,310,720	
合計		34,784,933	43,310,720	

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

【北米ハードアセット・オープン（３ヵ月決算型）為替ヘッジなし】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 平成28年2月10日現在 ］	当期 ［ 平成28年8月10日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,331,574	7,341,107
親投資信託受益証券	795,734,339	724,850,954
未収入金	666,796	1,832,976
未収利息	15	－
流動資産合計	805,732,724	734,025,037
資産合計	805,732,724	734,025,037
負債の部		
流動負債		
未払解約金	785,700	1,707,590
未払受託者報酬	143,794	105,936
未払委託者報酬	4,975,093	3,665,339
未払利息	－	10
その他未払費用	28,732	21,155
流動負債合計	5,933,319	5,500,030
負債合計	5,933,319	5,500,030
純資産の部		
元本等		
元本	※1 1,034,844,999	※1 839,960,303
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △235,045,594	※2 △111,435,296
（分配準備積立金）	9,399,877	19,180,388
元本等合計	799,799,405	728,525,007
純資産合計	799,799,405	728,525,007
負債純資産合計	805,732,724	734,025,037

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成27年 8月11日 至 平成28年 2月10日	当期 自 平成28年 2月11日 至 平成28年 8月10日
営業収益		
受取利息	2,931	59
有価証券売買等損益	△268,318,221	103,010,464
営業収益合計	△268,315,290	103,010,523
営業費用		
支払利息	－	1,085
受託者報酬	366,866	216,630
委託者報酬	※1 12,693,388	※1 7,495,147
その他費用	73,314	43,271
営業費用合計	13,133,568	7,756,133
営業利益又は営業損失（△）	△281,448,858	95,254,390
経常利益又は経常損失（△）	△281,448,858	95,254,390
当期純利益又は当期純損失（△）	△281,448,858	95,254,390
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△56,440,221	4,949,265
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△77,769,570	△235,045,594
剰余金増加額又は欠損金減少額	67,741,758	33,305,173
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	67,741,758	33,305,173
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,145	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,145	－
分配金	※2 －	※2 －
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△235,045,594	△111,435,296

「北米ハードアセット・オープン（３ヵ月決算型）為替ヘッジなし」

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 ［ 平成28年2月10日現在 ］	当期 ［ 平成28年8月10日現在 ］
※１ 期首元本額	2,280,756,187円	1,034,844,999円
期中追加設定元本額	67,263円	―
期中一部解約元本額	1,245,978,451円	194,884,696円
※２ 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	235,045,594円	111,435,296円
３ 受益権の総数	1,034,844,999口	839,960,303口
４ １口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	0.7729円 (7,729円)	0.8673円 (8,673円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期（自 平成27年8月11日 至 平成28年2月10日）

※１ 運用に係る権限を委託するための費用

「北米ハードアセット・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年１万分の65の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

※２ 分配金の計算過程

		（ 自 平成27年8月11日 至 平成27年11月10日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	3,741,402円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	506,332円
分配準備積立金額	D	5,768,583円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,016,317円
当ファンドの期末残存口数	F	1,479,156,616口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	67円
１万口当たり分配金額	H	―
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―

		（ 自 平成27年11月11日 至 平成28年2月10日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	2,746,727円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	354,539円
分配準備積立金額	D	6,653,150円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,754,416円
当ファンドの期末残存口数	F	1,034,844,999口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	94円
１万口当たり分配金額	H	―
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―

当期（自 平成28年2月11日　至 平成28年8月10日）

※１　運用に係る権限を委託するための費用

「北米ハードアセット・オープン　マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年１万分の65の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

※２　分配金の計算過程

		（ 自　平成28年2月11日　至　平成28年5月10日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	9,999,424円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	329,659円
分配準備積立金額	D	8,740,211円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,069,294円
当ファンドの期末残存口数	F	962,222,783口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	198円
１万口当たり分配金額	H	―
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―

		（ 自　平成28年5月11日　至　平成28年8月10日 ）
費用控除後の配当等収益額	A	2,821,872円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―
収益調整金額	C	287,770円
分配準備積立金額	D	16,358,516円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,468,158円
当ファンドの期末残存口数	F	839,960,303口
１万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	231円
１万口当たり分配金額	H	―
収益分配金金額	I=F*H/10,000	―

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区　分	前期 （ 自 平成27年 8月11日 至 平成28年 2月10日 ）	当期 （ 自 平成28年 2月11日 至 平成28年 8月10日 ）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同　左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同　左
	親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同　左
	また、親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同　左
3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同　左
	親投資信託受益証券は、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同　左

2　金融商品の時価等に関する事項

区　分	前期 ［ 平成28年2月10日現在 ］	当期 ［ 平成28年8月10日現在 ］
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同　左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同　左
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同　左
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同　左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同　左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種　類	前期 ［ 平成28年2月10日現在 ］ 最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期 ［ 平成28年8月10日現在 ］ 最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△135,858,850	7,800,981
合計	△135,858,850	7,800,981

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評　価　額	備考
親投資信託受益証券	北米ハードアセット・オープン　マザーファンド	582,162,842	724,850,954	
	親投資信託受益証券　小計	582,162,842	724,850,954	
合計		582,162,842	724,850,954	

第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

＜参考＞

当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象としております。

貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「北米ハードアセット・オープン　マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

		［ 平成28年2月10日現在 ］	［ 平成28年8月10日現在 ］
		金　額（円）	金　額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		22,959,153	42,482,444
コール・ローン		11,740,855	10,589,253
株式		519,408,695	446,065,910
投資証券		695,703,275	668,240,024
派生商品評価勘定		―	1,242
未収入金		2,910,571	5,200,239
未収配当金		1,376,975	1,005,500
未収利息		19	―
流動資産合計		1,254,099,543	1,173,584,612
資産合計		1,254,099,543	1,173,584,612
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		―	4,496
未払金		1,258,670	2,910,083
未払解約金		1,206,841	2,946,910
未払利息		―	15
流動負債合計		2,465,511	5,861,504
負債合計		2,465,511	5,861,504
純資産の部			
元本等			
元本	※1	1,139,681,199	937,871,060
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		111,952,833	229,852,048
元本等合計		1,251,634,032	1,167,723,108
純資産合計		1,251,634,032	1,167,723,108
負債純資産合計		1,254,099,543	1,173,584,612

（注1）親投資信託の計算期間は、原則として、毎年2月11日から8月10日まで、および8月11日から翌年2月10日までであります。

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1　有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2　デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第６０条および第６１条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	［ 平成28年2月10日現在 ］	［ 平成28年8月10日現在 ］
※１ 期首	平成27年8月11日	平成28年2月11日
期首元本額	2,151,973,825円	1,139,681,199円
期首からの追加設定元本額	67,374,037円	40,694,679円
期首からの一部解約元本額	1,079,666,663円	242,504,818円
元本の内訳＊		
北米ハードアセット・オープン（１年決算型）為替ヘッジあり	39,477,440円	33,259,958円
北米ハードアセット・オープン（１年決算型）為替ヘッジなし	336,594,533円	287,663,327円
北米ハードアセット・オープン（３ヵ月決算型）為替ヘッジあり	39,028,695円	34,784,933円
北米ハードアセット・オープン（３ヵ月決算型）為替ヘッジなし	724,580,531円	582,162,842円
（合　計）	1,139,681,199円	937,871,060円
２ 受益権の総数	1,139,681,199口	937,871,060口
３ １口当たり純資産額	1.0982円	1.2451円
（１万口当たり純資産額）	(10,982円)	(12,451円)

＊ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区　分	（ 自 平成27年 8月11日 至 平成28年 2月10日 ）	（ 自 平成28年 2月11日 至 平成28年 8月10日 ）
１ 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同　左
２ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同　左
	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同　左
	デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同　左
３ 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同　左

２　金融商品の時価等に関する事項

区　分	［ 平成28年2月10日現在 ］	［ 平成28年8月10日現在 ］
１ 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同　左
２ 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同　左
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。	デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。
	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同　左
３ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同　左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種　類	［ 平成28年2月10日現在 ］ 当期間の損益に含まれた評価差額(円)	［ 平成28年8月10日現在 ］ 当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	△106,207,624	85,145,911
投資証券	△59,680,776	123,812,892
合計	△165,888,400	208,958,803

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
通貨関連
［ 平成28年2月10日現在 ］
該当事項はありません。

区　分	種　類	［ 平成28年8月10日現在 ］ 契 約 額 等（円）		時　価 （円）	評 価 損 益 （円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	カナダドル	604,060	―	602,818	1,242
	買建				
	アメリカドル	604,060	―	599,564	△4,496
合　　計		1,208,120	―	1,202,382	△3,254

（注）時価の算定方法
1　対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2　対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

（１）株式

（単位：円）

通貨	銘柄	株式数	評価額 単価	評価額 金額	備考
アメリカドル					
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	1,590	77.740000	123,606.60	
	ATMOS ENERGY CORP	1,566	77.410000	121,224.06	
	CENTERPOINT ENERGY INC	820	22.700000	18,614.00	
	CHENIERE ENERGY INC	1,250	42.200000	52,750.00	
	EVERSOURCE ENERGY	2,156	56.840000	122,547.04	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	5,220	23.680000	123,609.60	
	KINDER MORGAN INC	13,680	20.450000	279,756.00	
	NISOURCE INC	21	24.890000	522.69	
	P G & E CORP	8,470	63.460000	537,506.20	
	PATTERN ENERGY GROUP INC	19,214	23.830000	457,869.62	
	RMR GROUP INC/THE - A	64	36.910000	2,362.24	
	SBA COMMUNICATIONS CORP-CL A	1,364	116.410000	158,783.24	
	SEMPRA ENERGY	4,309	106.390000	458,434.51	
	SPECTRA ENERGY CORP	9,200	36.260000	333,592.00	
	UNION PACIFIC CORP	470	93.070000	43,742.90	
	アメリカドル 小 計	69,394	—	2,834,920.70 (288,084,641)	
カナダドル					
	ENBRIDGE INC	16,725	54.770000	916,028.25	
	FIRST CAPITAL REALTY INC	1,843	22.560000	41,578.08	
	INTER PIPELINE LTD	7,145	27.160000	194,058.20	
	PEMBINA PIPELINE CORP	4,507	39.720000	179,018.04	
	TRANSCANADA CORP	11,372	61.870000	703,585.64	
	カナダドル 小 計	41,592	—	2,034,268.21 (157,981,269)	
	合 計	110,986	—	446,065,910 (446,065,910)	

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。
(注2) 合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨 種類	銘柄	口数	評価額	備考
アメリカドル				
投資証券	ACADIA REALTY TRUST	280.00	10,239.60	
	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	580.00	13,119.60	
	AMERICAN TOWER CORP	6,820.00	790,574.40	
	APARTMENT INVT & MGMT CO -A	900.00	41,382.00	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,710.00	318,025.80	
	BOSTON PROPERTIES INC	2,314.00	331,827.60	
	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	650.00	18,193.50	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	2,150.00	188,017.50	
	CHESAPEAKE LODGING TRUST	2,120.00	54,166.00	
	CORPORATE OFFICE PROPERTIES	220.00	6,498.80	
	COUSINS PROPERTIES INC	3,890.00	40,611.60	
	CROWN CASTLE INTL CORP	5,420.00	519,344.40	
	CUBESMART	480.00	13,401.60	
	DCT INDUSTRIAL TRUST INC	336.00	16,393.44	
	DDR CORP	740.00	14,208.00	
	DOUGLAS EMMETT INC	1,960.00	74,225.20	
	DUKE REALTY CORP	2,090.00	59,021.60	
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	210.00	16,976.40	
	EQUITY RESIDENTIAL	5,650.00	387,816.00	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	380.00	88,764.20	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	90.00	14,646.60	
	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	830.00	29,788.70	
	GENERAL GROWTH PROPERTIES	6,724.00	208,040.56	

	HCP INC	600.00	23,370.00	
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	1,690.00	60,569.60	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	15,310.00	278,335.80	
	HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	2,875.00	96,973.75	
	KIMCO REALTY CORP	4,070.00	126,821.20	
	LASALLE HOTEL PROPERTIES	4,450.00	125,579.00	
	LIBERTY PROPERTY TRUST	970.00	38,732.10	
	MACERICH CO/THE	116.00	10,058.36	
	MACK-CALI REALTY CORP	900.00	24,912.00	
	NATIONAL RETAIL PROPERTIES	1,750.00	89,600.00	
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	1,170.00	42,892.20	
	PARAMOUNT GROUP INC	1,280.00	22,579.20	
	PROLOGIS INC	2,150.00	116,616.00	
	PUBLIC STORAGE	900.00	208,656.00	
	QTS REALTY TRUST INC-CL A	360.00	19,396.80	
	REGENCY CENTERS CORP	2,270.00	187,865.20	
	SENIOR HOUSING PROP TRUST	2,080.00	46,072.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	3,300.00	728,079.00	
	SOVRAN SELF STORAGE INC	485.00	44,998.30	
	STORE CAPITAL CORP	1,422.00	42,603.12	
	TANGER FACTORY OUTLET CENTER	2,880.00	117,360.00	
	TAUBMAN CENTERS INC	360.00	28,584.00	
	VENTAS INC	2,046.00	150,851.58	
	VORNADO REALTY TRUST	4,040.00	426,987.60	
	WELLTOWER INC	740.00	57,912.40	
	WP GLIMCHER INC	2,580.00	35,088.00	
	投資証券 小 計	107,338.00	6,406,776.31 (651,056,608)	
アメリカドル 小 計		107,338.00	6,406,776.31 (651,056,608)	
カナダドル				
投資証券	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	670.00	37,747.80	
	BROOKFIELD CANADA OFFICE PRO	1,862.00	53,420.78	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	1,307.00	20,062.45	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	1,073.00	19,925.61	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	2,706.00	75,795.06	
	SMART REAL ESTATE INVESTMENT	390.00	14,313.00	
	投資証券 小 計	8,008.00	221,264.70 (17,183,416)	
カナダドル 小 計		8,008.00	221,264.70 (17,183,416)	
合　　計		—	668,240,024 (668,240,024)	

（注1）通貨の種類ごとの小計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。
（注2）合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通　貨	銘　柄　数		組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式	15銘柄	30.68%	—	25.85%
	投資証券	49銘柄	—	69.32%	58.43%
カナダドル	株式	5銘柄	90.19%	—	14.18%
	投資証券	6銘柄	—	9.81%	1.54%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【北米ハードアセット・オープン（３ヵ月決算型）為替ヘッジあり】

【純資産額計算書】

平成28年8月31日現在
（単位：円）

Ⅰ 資 産 総 額	44,939,452
Ⅱ 負 債 総 額	1,289,386
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	43,650,066
Ⅳ 発 行 済 口 数	44,499,520 口
Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9809 （ １万口当たり 9,809 ）

【北米ハードアセット・オープン（３ヵ月決算型）為替ヘッジなし】

【純資産額計算書】

平成28年8月31日現在
（単位：円）

Ⅰ 資 産 総 額	716,709,914
Ⅱ 負 債 総 額	6,686,874
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	710,023,040
Ⅳ 発 行 済 口 数	822,365,600 口
Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8634 （ １万口当たり 8,634 ）

＜参考＞
「北米ハードアセット・オープン　マザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成28年8月31日現在
（単位：円）

Ⅰ 資 産 総 額	1,152,876,678
Ⅱ 負 債 総 額	12,850,615
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,140,026,063
Ⅳ 発 行 済 口 数	918,774,876 口
Ⅴ １口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2408 （ １万口当たり 12,408 ）

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

＜訂正前＞

（１）資本金の額等

平成28年２月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。
ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

＜訂正後＞

（１）資本金の額等

平成28年８月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。
ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

＜訂正後＞の全文を記載します。

＜訂正後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成28年８月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本　数 （本）	純資産総額 （百万円）
追加型株式投資信託	784	10,206,113
追加型公社債投資信託	16	1,144,712
単位型株式投資信託	57	588,056
単位型公社債投資信託	2	59,590
合　計	859	11,998,471

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

３【委託会社等の経理状況】

有価証券報告書の提出に伴い「第三部　委託会社等の情報　第１　委託会社等の概況　３　委託会社等の経理状況」の全文を訂正いたします。

＜訂正後＞

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

※三菱ＵＦＪ投信株式会社は、平成27年7月1日をもって、国際投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更いたしました。

当社の財務諸表に引き続き、合併非存続会社である国際投信投資顧問株式会社の第18期事業年度の財務諸表を参考として添付しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第30期 (平成27年3月31日現在)		第31期 (平成28年3月31日現在)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	36,357,893	※2	80,707,781
有価証券		22,882		2,728,127
前払費用		176,701		402,267
未収入金		23,936		14,286
未収委託者報酬		9,228,869		11,275,577
未収収益	※2	319,107	※2	564,923
繰延税金資産		403,942		491,700
金銭の信託	※2	30,000	※2	30,000
その他		67,760		438,012
流動資産合計		46,631,094		96,652,678
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	248,246	※1	846,844
器具備品	※1	168,129	※1	768,584
土地		1,205,031		1,356,000
有形固定資産合計		1,621,408		2,971,428
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		1,026,791		1,813,951
ソフトウェア仮勘定		156,784		341,815
その他		―		71
無形固定資産合計		1,199,398		2,171,661
投資その他の資産				
投資有価証券		22,358,170		24,223,272
関係会社株式		320,136		320,136
長期差入保証金	※2	1,477,422		686,446
前払年金費用		―		499,178
繰延税金資産		―		786,810
その他		15,035		51,090
貸倒引当金		―		△23,600
投資その他の資産合計		24,170,765		26,543,335
固定資産合計		26,991,572		31,686,425
資産合計		73,622,666		128,339,103

(単位：千円)

	第30期 (平成27年3月31日現在)		第31期 (平成28年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		133,735		199,091
未払金				
未払収益分配金		91,148		101,046
未払償還金		842,143		821,178
未払手数料	※2	4,058,921	※2	4,866,423
その他未払金	※2	1,870,235	※2	2,521,849
未払費用	※2	2,601,694	※2	3,419,978
未払消費税等		821,991		370,110
未払法人税等		978,570		947,540
賞与引当金		531,214		882,523
その他		474,361		670,983
流動負債合計		12,404,016		14,800,725
固定負債				
退職給付引当金		72,860		508,142
役員退職慰労引当金		54,457		166,789
時効後支払損引当金		179,272		257,105
繰延税金負債		521,091		—
固定負債合計		827,682		932,038
負債合計		13,231,698		15,732,763
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000,131		2,000,131
資本剰余金				
資本準備金		222,096		3,572,096
その他資本剰余金		—		41,160,616
資本剰余金合計		222,096		44,732,712
利益剰余金				
利益準備金		342,589		342,589
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金		48,527,422		57,079,782
利益剰余金合計		55,868,012		64,420,372
株主資本合計		58,090,240		111,153,216

（単位：千円）

	第30期 （平成27年3月31日現在）	第31期 （平成28年3月31日現在）
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,300,727	1,446,576
繰延ヘッジ損益	－	6,546
評価・換算差額等合計	2,300,727	1,453,123
純資産合計	60,390,967	112,606,339
負債純資産合計	73,622,666	128,339,103

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第30期 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）	第31期 （自　平成27年4月1日 至　平成28年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	55,991,189	82,096,942
投資顧問料	977,515	2,226,322
その他営業収益	64,153	35,063
営業収益合計	57,032,858	84,358,328
営業費用		
支払手数料	※2　23,818,405	※2　34,821,751
広告宣伝費	535,944	742,632
公告費	159	―
調査費		
調査費	1,033,649	1,642,352
委託調査費	11,249,449	14,530,744
事務委託費	384,717	751,410
営業雑経費		
通信費	96,330	122,574
印刷費	501,608	704,639
協会費	37,491	51,201
諸会費	7,500	7,730
事務機器関連費	1,106,507	1,674,745
その他営業雑経費	25,589	30,382
営業費用合計	38,797,354	55,080,164
一般管理費		
給料		
役員報酬	217,230	280,681
給料・手当	3,861,536	5,948,603
賞与引当金繰入	531,214	882,523
福利厚生費	624,046	1,091,897
交際費	19,399	17,062
旅費交通費	144,427	212,578
租税公課	151,546	264,376
不動産賃借料	695,761	795,415
退職給付費用	131,361	341,073
役員退職慰労引当金繰入	27,418	34,369
固定資産減価償却費	502,450	1,068,796
諸経費	350,379	426,547
一般管理費合計	7,256,773	11,363,925
営業利益	10,978,730	17,914,238

(単位：千円)

	第30期 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）		第31期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金		338,814		235,697
有価証券利息	※2	885		523
受取利息	※2	14,761	※2	15,142
投資有価証券償還益		661,460		9,315
収益分配金等時効完成分		91,184		71,619
その他		39,204		17,393
営業外収益合計		1,146,311		349,691
営業外費用				
投資有価証券償還損		―		152,298
時効後支払損引当金繰入		―		98,891
事務過誤費		12,183		421
その他		948		5,862
営業外費用合計		13,132		257,473
経常利益		12,111,909		18,006,455
特別利益				
投資有価証券売却益		822,382		424,605
ゴルフ会員権売却益		―		1,300
特別利益合計		822,382		425,905
特別損失				
投資有価証券売却損		16,139		52,623
有価証券評価損		―		67,284
投資有価証券評価損		46,720		18,539
固定資産除却損	※1	27,530	※1	1,305
減損損失		―	※3	42,073
合併関連費用		24,938		829,181
特別損失合計		115,327		1,011,007
税引前当期純利益		12,818,964		17,421,353
法人税、住民税及び事業税	※2	4,549,367	※2	5,796,941
法人税等調整額		70,070		△1,035,591
法人税等合計		4,619,438		4,761,350
当期純利益		8,199,525		12,660,003

（３）【株主資本等変動計算書】

第30期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
		資本剰余金		利益剰余金				
					その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	43,710,993	51,051,583	53,273,811
会計方針の変更による累積的影響額						△7,631	△7,631	△7,631
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	43,703,362	51,043,952	53,266,179
当期変動額								
剰余金の配当						△3,375,465	△3,375,465	△3,375,465
当期純利益						8,199,525	8,199,525	8,199,525
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	―	―	―	―	―	4,824,060	4,824,060	4,824,060
当期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	48,527,422	55,868,012	58,090,240

	評価・換算差額等		
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,669,167	1,669,167	54,942,978
会計方針の変更による累積的影響額			△7,631
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,669,167	1,669,167	54,935,347
当期変動額			
剰余金の配当			△3,375,465
当期純利益			8,199,525
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	631,560	631,560	631,560
当期変動額合計	631,560	631,560	5,455,620
当期末残高	2,300,727	2,300,727	60,390,967

第31期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	222,096	―	222,096	342,589	6,998,000	48,527,422	55,868,012	58,090,240
当期変動額									
剰余金の配当							△4,107,643	△4,107,643	△4,107,643
当期純利益							12,660,003	12,660,003	12,660,003
合併による増加		3,350,000	41,160,616	44,510,616					44,510,616
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	―	3,350,000	41,160,616	44,510,616	―	―	8,552,359	8,552,359	53,062,976
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	57,079,782	64,420,372	111,153,216

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,300,727	―	2,300,727	60,390,967
当期変動額				
剰余金の配当				△4,107,643
当期純利益				12,660,003
合併による増加	903,495	△148,745	754,749	45,265,365
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,757,645	155,292	△1,602,353	△1,602,353
当期変動額合計	△854,150	6,546	△847,604	52,215,371
当期末残高	1,446,576	6,546	1,453,123	112,606,339

[注記事項]

（重要な会計方針）

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…株式指数先物

ヘッジ対象…投資有価証券

(3)ヘッジ方針

株価変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

(4)ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

7.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（貸借対照表関係）

※1.有形固定資産の減価償却累計額

	第30期 （平成27年3月31日現在）	第31期 （平成28年3月31日現在）
建物	281,481千円	467,206千円
器具備品	433,077千円	897,207千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第30期 （平成27年3月31日現在）	第31期 （平成28年3月31日現在）
預金	33,450,301千円	43,128,360千円
未収収益	27,125千円	52,753千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
長期差入保証金	792,370千円	－千円
未払手数料	2,894,875千円	2,612,168千円
その他未払金	1,731,659千円	2,296,632千円
未払費用	244,325千円	442,340千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第30期 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）	第31期 （自　平成27年4月1日 至　平成28年3月31日）
建物	－千円	254千円
器具備品	0千円	1,051千円
ソフトウェア	27,530千円	－千円
計	27,530千円	1,305千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第30期 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）	第31期 （自　平成27年4月1日 至　平成28年3月31日）
支払手数料	12,949,353千円	15,120,269千円
有価証券利息	224千円	－千円
受取利息	14,761千円	12,609千円
法人税、住民税及び事業税	2,895,803千円	3,980,844千円

※3.減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
静岡県裾野市	遊休資産（不動産）	土地	35,031千円
東京都千代田区（本社）	遊休資産（美術品）	器具備品	7,041千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地、美術品については外部鑑定評価額により評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

第30期（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数　（株）	当事業年度増加 株式数　（株）	当事業年度減少 株式数　（株）	当事業年度末 株式数　（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	－	－	124,098
合計	124,098	－	－	124,098

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成26年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 3,375,465千円
② １株当たり配当額 27,200円
③ 基準日 平成26年3月31日
④ 効力発生日 平成26年6月30日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 4,107,643千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 33,100円
④ 基準日 平成27年3月31日
⑤ 効力発生日 平成27年6月30日

第31期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数 （株）	当事業年度増加株式数 （株）	当事業年度減少株式数 （株）	当事業年度末株式数 （株）
発行済株式				
普通株式（注）	124,098	87,483	－	211,581
合計	124,098	87,483	－	211,581

（注）普通株式の発行済株式総数の増加は、平成27年7月1日に、国際投信投資顧問株式会社との間で吸収合併方式による経営統合を行ない、同社の普通株式1株に対して当社の普通株式10.0497株を交付したことによる増加であります。

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成27年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 4,107,643千円
② １株当たり配当額 33,100円
③ 基準日 平成27年3月31日
④ 効力発生日 平成27年6月30日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 26,807,312千円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 126,700円
④ 基準日 平成28年3月31日
⑤ 効力発生日 平成28年6月29日

（リース取引関係）

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第30期 （平成27年3月31日）	第31期 （平成28年3月31日）
1年内	－千円	678,116千円
1年超	－千円	2,651,815千円
合計	－千円	3,329,932千円

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。なお、一部の投資信託の価格変動リスクに対して、デリバティブ取引を利用してヘッジしております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

第30期（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	36,357,893	36,357,893	－
(2) 有価証券	22,882	22,882	－
(3) 未収委託者報酬	9,228,869	9,228,869	－
(4) 投資有価証券	22,319,270	22,319,270	－
資産計	67,928,915	67,928,915	－
(1) 未払手数料	4,058,921	4,058,921	－
負債計	4,058,921	4,058,921	－

第31期（平成28年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	80,707,781	80,707,781	－
(2) 有価証券	2,728,127	2,728,127	－
(3) 未収委託者報酬	11,275,577	11,275,577	－
(4) 投資有価証券	24,054,542	24,054,542	－
資産計	118,766,029	118,766,029	－
(1) 未払手数料	4,866,423	4,866,423	－
負債計	4,866,423	4,866,423	－
デリバティブ取引（※）	(3,459)	(3,459)	－

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負　債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
非上場株式	38,900	168,730
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第30期（平成27年3月31日現在）（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	36,357,893	―	―	―
未収委託者報酬	9,228,869	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	22,882	5,289,067	8,651,010	2,275
合計	45,609,645	5,289,067	8,651,010	2,275

第31期（平成28年3月31日現在）（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	80,707,781	―	―	―
未収委託者報酬	11,275,577	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,728,127	9,234,321	9,756,778	5,050
合計	94,711,487	9,234,321	9,756,778	5,050

（有価証券関係）

1.子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2.その他有価証券

第30期（平成27年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	18,166,008	14,990,554	3,175,453
	小計	18,166,008	14,990,554	3,175,453
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	4,176,144	4,222,888	△46,743
	小計	4,176,144	4,222,888	△46,743
合計		22,342,152	19,213,442	3,128,710

第31期（平成28年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	113,875	30,541	83,333
	債券	―	―	―
	その他	19,085,937	16,697,402	2,388,535
	小計	19,199,812	16,727,944	2,471,868
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	7,582,857	7,969,134	△386,277
	小計	7,582,857	7,969,134	△386,277
合計		26,782,669	24,697,079	2,085,590

3.売却したその他有価証券

第30期（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	6,350,253	822,382	16,139
合計	6,350,253	822,382	16,139

第31期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	5,649,814	424,605	52,623
合計	5,649,814	424,605	52,623

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について46,720千円（その他有価証券のその他46,720千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について85,823千円（その他有価証券のその他85,823千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（デリバティブ取引関係）

第30期（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

重要な取引はありません。

第31期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
　重要な取引はありません。
2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち１年超	時価
原則的処理方法	株式指数先物取引 売建	投資有価証券	945,410	－	△3,459
合計			945,410	－	△3,459

（注）時価の算定方法
　大阪取引所が定める清算指数によっております。

（退職給付関係）
1.採用している退職給付制度の概要
　当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度
(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第30期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	第31期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
退職給付債務の期首残高	325,496 千円	263,476 千円
勤務費用	880	135,457
利息費用	971	19,818
数理計算上の差異の発生額	652	113,714
退職給付の支払額	△64,524	△159,115
合併による増加	－	2,624,579
退職給付債務の期末残高	263,476	2,997,931

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第30期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	第31期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
年金資産の期首残高	163,205 千円	196,439 千円
期待運用収益	2,448	35,926
数理計算上の差異の発生額	6,477	△111,449
事業主からの拠出額	88,833	210,960
退職給付の支払額	△64,524	△139,379
合併による増加	－	2,486,329
年金資産の期末残高	196,439	2,678,827

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	260,846 千円	2,422,447 千円
年金資産	△196,439	△2,678,827
	64,406	△256,380
非積立型制度の退職給付債務	2,630	575,484
未積立退職給付債務	67,036	319,103
未認識数理計算上の差異	5,824	△310,139
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72,860	8,964
退職給付引当金	72,860	508,142
前払年金費用	－	△499,178
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72,860	8,964

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第30期 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	第31期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
勤務費用	880 千円	135,457 千円
利息費用	971	19,818
期待運用収益	△2,448	△35,926
数理計算上の差異の費用処理額	△4,257	13,847
その他	24,509	65,395
確定給付制度に係る退職給付費用	19,655	198,592

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
債券	38.3 %	58.1 %
株式	14.9	35.5
その他	46.8	6.3
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項
主要な数理計算上の計算基礎

	第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
割引率	0.2%	0.077～0.71%
長期期待運用収益率	1.5%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度111,706千円、当事業年度142,480千円であります。

（税効果会計関係）
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	466,806千円	475,116千円
投資有価証券評価損	18,586	238,391
ゴルフ会員権評価損	7,717	295
未払事業税	197,017	185,473
賞与引当金	175,831	272,346
役員退職慰労引当金	17,611	51,071
退職給付引当金	24,096	155,593
減価償却超過額	8,993	29,059
委託者報酬	153,408	204,395
長期差入保証金	31,593	6,344
時効後支払損引当金	57,976	78,725
連結納税適用による時価評価	－	309,675
その他	37,427	69,525
繰延税金資産　小計	1,197,069	2,076,013
評価性引当額	△486,235	－
繰延税金資産　合計	710,834	2,076,013
繰延税金負債		
未収配当金	－	△1,228
前払年金費用	－	△152,848
連結納税適用による時価評価	－	△1,516
その他有価証券評価差額金	△827,982	△639,013
繰延ヘッジ損益	－	△2,889
その他	－	△6
繰延税金負債　合計	△827,982	△797,502
繰延税金資産の純額	△117,148	1,278,511

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	33.06　%
（調整）		
評価性引当額の減少		△6.34
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正		0.59
その他		0.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率		27.33

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は前事業年度の32.34%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%に変更されております。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は67,688千円減少し、法人税等調整額が103,317千円、その他有価証券評価差額金が35,466千円、繰延ヘッジ損益が162千円、それぞれ増加しております。

（企業結合等関係）

共通支配下の取引等

当社は、平成27年6月30日開催の定時株主総会における承認を経て、国際投信投資顧問株式会社と合併いたしました。

（1）取引の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　国際投信投資顧問株式会社
事業の内容　　　　投資運用業、投資助言・代理業

②企業結合日

平成27年7月1日

③企業結合の法的形式

三菱UFJ投信株式会社を吸収合併存続会社、国際投信投資顧問株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

三菱UFJ国際投信株式会社

⑤企業結合の目的

両投信会社の商品・販売チャネルの補完性を活かすとともに、更なる運用力の強化と経営の効率化を図り、お客様の中長期の資産形成に資する、より良質で付加価値の高い資産運用サービスを提供できる体制を構築することを目的としております。

（2）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第30期（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）及び第31期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第30期（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）及び第31期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第30期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有 直接 25.0% 間接 75.0%	連結納税	連結納税に伴う支払	2,895,803千円	その他未払金	1,731,659千円
						役員の兼任				
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,974,381千円	未払手数料	670,653千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	671,086千円	長期差入保証金	787,856千円
						投資の助言	投資助言料	260,044千円	未払費用	158,208千円
						役員の兼任				
主要株主	㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	7,974,972千円	未払手数料	2,224,222千円
						取引銀行	譲渡性預金の預入	3,000,000千円		
							譲渡性預金に係る受取利息	224千円		
							マルチコーラブル預金の預入	9,000,000千円	現金及び預金	9,000,000千円
							マルチコーラブル預金に係る受取利息	10,710千円	未収収益	247千円

第31期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有間接100.0%	連結納税 役員の兼任	連結納税に伴う支払	3,980,844千円	その他未払金	2,296,632千円
親会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接51.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,895,622千円	未払手数料	805,721千円
						事務所の賃借	事務所賃借料	223,695千円		
							長期差入保証金の返還	885,549千円		
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料	515,287千円	未払費用	319,698千円
主要株主	㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	被所有直接15.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	9,224,647千円	未払手数料	1,806,446千円
						取引銀行	コーラブル預金の預入	35,000,000千円	現金及び預金	35,000,000千円
							コーラブル預金に係る受取利息	9,263千円	未収収益	2,372千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
連結納税については、連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。
投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。
上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
第30期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	4,305,212千円	未払手数料	483,155千円

第31期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	6,398,782千円	未払手数料	898,096千円

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等
投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第30期 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）	第31期 （自　平成27年4月1日 至　平成28年3月31日）
１株当たり純資産額	486,639.33円	532,213.85円
１株当たり当期純利益金額	66,072.98円	66,691.34円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第30期 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）	第31期 （自　平成27年4月1日 至　平成28年3月31日）
当期純利益金額　（千円）	8,199,525	12,660,003
普通株主に帰属しない金額　（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	8,199,525	12,660,003
期中平均株式数　（株）	124,098	189,829

（参考）国際投信投資顧問株式会社の経理状況
※当該（参考）において、国際投信投資顧問株式会社を「当社」という。

１．当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第18期事業年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成２７年６月３０日

国際投信投資顧問株式会社

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森重　俊寛	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮田　八郎	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている国際投信投資顧問株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第１８期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際投信投資顧問株式会社の平成２７年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成２７年４月３０日に三菱ＵＦＪ投信株式会社と合併契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

(1)貸借対照表

		第17期（平成26年３月31日現在）		第18期（平成27年３月31日現在）	
区分	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
流動資産					
預金			3,954,210		6,326,139
有価証券			20,259,251		12,221,461
前払費用			72,804		74,664
未収委託者報酬			2,977,222		3,472,417
未収収益			232,197		185,024
繰延税金資産			275,970		356,506
その他	※１		47,462		94,375
流動資産計			27,819,119		22,730,588
固定資産					
有形固定資産			568,996		423,895
建物	※２	211,289		70,370	
器具備品	※２	171,707		167,525	
土地		186,000		186,000	
無形固定資産			1,153,814		1,268,125
ソフトウェア		1,153,620		1,216,565	
ソフトウェア仮勘定		-		51,427	
その他		193		132	
投資その他の資産			62,409,350		45,376,287
投資有価証券	※１	61,482,439		44,588,082	
従業員貸付金		4,095		2,475	
長期差入保証金		476,321		350,058	
繰延税金資産		195,987		―	
その他		321,307		506,470	
貸倒引当金		△70,800		△70,800	
固定資産計			64,132,161		47,068,308
資産合計			91,951,280		69,798,897

		第17期 （平成26年３月31日現在）		第18期 （平成27年３月31日現在）	
区分	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
（負債の部）					
流動負債					
預り金			45,997		150,430
未払金			1,556,991		2,357,646
未払収益分配金		977		850	
未払償還金		61,457		59,668	
未払手数料		1,253,078		1,521,415	
その他未払金		241,477		775,711	
未払費用			931,078		1,091,231
未払法人税等			1,743,743		1,626,371
賞与引当金			389,748		424,992
役員賞与引当金			51,500		42,600
その他			－		4,048
流動負債計			4,719,058		5,697,319
固定負債					
時効後支払損引当金			1,622		197
退職給付引当金			600,694		602,458
役員退職慰労引当金			195,240		143,410
繰延税金負債			－		105,737
固定負債計			797,556		851,802
負債合計			5,516,615		6,549,121
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			2,680,000		2,680,000
資本剰余金			670,000		670,000
資本準備金		670,000		670,000	
利益剰余金			82,965,637		87,954,771
その他利益剰余金		82,965,637		87,954,771	
繰越利益剰余金		82,965,637		87,954,771	
自己株式			△50,310		△28,629,561
株主資本合計			86,265,326		62,675,209
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			169,338		651,669
繰延ヘッジ損益			－		△77,103
評価・換算差額等合計			169,338		574,565
純資産合計			86,434,665		63,249,775
負債・純資産合計			91,951,280		69,798,897

(2)損益計算書

		第17期 自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日		第18期 自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日	
区分	注記番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬			36,005,743		35,628,732
投資顧問料			797,798		618,156
営業収益計			36,803,541		36,246,888
営業費用					
支払手数料			14,353,026		14,804,786
広告宣伝費			418,056		121,935
公告費			5,369		1,711
調査費			4,969,935		5,119,269
調査費		697,463		726,745	
委託調査費		4,272,471		4,392,523	
委託計算費			405,651		438,072
営業雑経費			673,061		624,644
通信費		120,866		106,229	
印刷費		519,008		488,455	
協会費		24,375		21,965	
諸会費		4,064		3,718	
諸経費		4,746		4,275	
営業費用計			20,825,101		21,110,418
一般管理費					
給料			3,358,976		3,331,511
役員報酬		222,474		217,933	
給与・手当		2,817,356		2,800,715	
賞与		319,145		312,862	
賞与引当金繰入			380,988		423,492
役員賞与引当金繰入			47,770		35,098
福利厚生費			519,682		523,204
交際費			35,169		20,236
旅費交通費			219,798		138,386
租税公課			95,459		98,273

区分	注記番号	第17期 自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日 金額（千円）		第18期 自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日 金額（千円）	
不動産賃借料			592,877		605,279
退職給付費用			241,032		220,937
役員退職慰労引当金繰入			45,980		48,390
固定資産減価償却費			587,330		554,536
諸経費			1,579,964		1,458,948
一般管理費計			7,705,029		7,458,295
営業利益			8,273,410		7,678,174
営業外収益					
受取配当金			9,501		9,113
有価証券利息			324,053		292,920
受取利息			727		1,180
投資有価証券償還益			20,932		45,653
投資有価証券売却益			134,549		―
時効成立分配金・償還金			3,068		2,005
その他			25,662		24,262
営業外収益計			518,494		375,134
営業外費用					
その他			2,595		3,018
営業外費用計			2,595		3,018
経常利益			8,789,309		8,050,291
特別利益					
投資有価証券償還益	※１		226,404		―
投資有価証券売却益	※２		121,800		35,182
特別利益計			348,204		35,182
特別損失					
合併関連費用			―		287,083
投資有価証券売却損			―		2,774
投資有価証券評価減			42,622		7,767
ゴルフ会員権評価減			―		8,300
特別損失計			42,622		305,925
税引前当期純利益			9,094,890		7,779,548
法人税、住民税及び事業税			3,225,639		2,849,003
法人税等調整額			53,478		3,838
当期純利益			5,815,773		4,926,705

(3)株主資本等変動計算書

第17期（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成25年４月１日残高	2,680,000	670,000	670,000	82,474,853	82,474,853
会計方針の変更による累積的影響額					－
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,680,000	670,000	670,000	82,474,853	82,474,853
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△5,324,989	△5,324,989
当期純利益				5,815,773	5,815,773
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	－	－	－	490,783	490,783
平成26年３月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	82,965,637	82,965,637

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成25年４月１日残高	△50,310	85,774,543	666,747	－	666,747	86,441,290
会計方針の変更による累積的影響額		－				－
会計方針の変更を反映した当期首残高	△50,310	85,774,543	666,747	－	666,747	86,441,290
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△5,324,989				△5,324,989
当期純利益		5,815,773				5,815,773
自己株式の取得	－	－				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△497,409	－	△497,409	△497,409
事業年度中の変動額合計	－	490,783	△497,409	－	△497,409	△6,625
平成26年３月31日残高	△50,310	86,265,326	169,338	－	169,338	86,434,665

第18期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成26年４月１日残高	2,680,000	670,000	670,000	82,965,637	82,965,637
会計方針の変更による累積的影響額				62,427	62,427
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,680,000	670,000	670,000	83,028,065	83,028,065
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				−	−
当期純利益				4,926,705	4,926,705
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	−	−	−	4,926,705	4,926,705
平成27年３月31日残高	2,680,000	670,000	670,000	87,954,771	87,954,771

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成26年４月１日残高	△50,310	86,265,326	169,338	−	169,338	86,434,665
会計方針の変更による累積的影響額		62,427				62,427
会計方針の変更を反映した当期首残高	△50,310	86,327,754	169,338	−	169,338	86,497,093
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		−				−
当期純利益		4,926,705				4,926,705
自己株式の取得	△28,579,250	△28,579,250				△28,579,250
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			482,330	△77,103	405,227	405,227
事業年度中の変動額合計	△28,579,250	△23,652,545	482,330	△77,103	405,227	△23,247,317
平成27年３月31日残高	△28,629,561	62,675,209	651,669	△77,103	574,565	63,249,775

[注記事項]

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)

②時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～50年
器具備品	３～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

負債計上を中止した未払収益分配金及び未払償還金について過去の支払実績に基づき計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

７．ヘッジ会計の方法

(1)　ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2)　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…株式指数先物

ヘッジ対象…投資有価証券

(3)　ヘッジ方針

株価変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

(4)　ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の算定方法を変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が24,255千円減少、前払年金費用が72,743千円増加し、利益剰余金が62,427千円増加しております。前払年金費用は投資その他の資産の「その他」に含めております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。なお、当事業年度の１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

（表示方法の変更）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「投資有価証券償還益」は、営業外収益の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた46,594千円は、「投資有価証券償還益」20,932千円、「その他」25,662千円として組み替えております。

（追加情報）

連結納税制度の適用

当社は、平成28年３月期より株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループを連結納税親会社とする連結納税制度の適用を受けます。このため、当事業年度末より、実務対応報告第５号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その１）」（平成23年３月18日　企業会計基準委員会）及び実務対応報告第７号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その２）」（平成22年６月30日　企業会計基準委員会）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

（貸借対照表関係）

第17期 （平成26年３月31日現在）	第18期 （平成27年３月31日現在）
―――――	※１．担保に供している資産は、次のとおりであります。 投資有価証券　100,770千円 先物取引証拠金　89,447千円 なお、先物取引証拠金は、流動資産の「その他」に含めて表示しております。
※２．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物　562,983千円 器具備品　594,582千円	※２．有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物　587,858千円 器具備品　654,914千円

（損益計算書関係）

第17期 自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日	第18期 自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日
※１．特別利益に記載の投資有価証券償還益は、過去に減損処理を行った投資信託の受益権が償還されたことによるものであります。	―――――
※２．特別利益に記載の投資有価証券売却益は、過去に減損処理を行った投資信託の受益権を解約したことによるものであります。	―――――

（株主資本等変動計算書関係）

Ⅰ．第17期（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式 普通株式	12,998	－	－	12,998

２．自己株式の種類及び株式数

（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
自己株式 普通株式	10	－	－	10

３．配当に関する事項

（1）配当金の支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年６月25日定時株主総会	普通株式	5,324百万円	410,000円	平成25年３月31日	平成25年６月26日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

当事業年度の配当は無配につき、該当事項はありません。

Ⅱ．第18期（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式 普通株式	12,998	－	－	12,998

２．自己株式の種類及び株式数

（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
自己株式 普通株式(注)	10	4,282	－	4,293

(注)自己株式の増加は、平成26年６月25日の株主総会決議による自己株式の取得によるものです。

３．配当に関する事項

（1）配当金の支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月30日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	19,500百万円	2,240,051円	平成27年３月31日	平成27年６月30日

（リース取引関係）

第17期 （平成26年３月31日現在）	第18期 （平成27年３月31日現在）
〈借主側〉 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内　474,236千円 1年超　8,820千円 合計　483,056千円	〈借主側〉 オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内　2,160千円 1年超　6,480千円 合計　8,640千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は安全性の高い金融資産を中心に行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、銀行の信用リスクに晒されていますが数行に分散して預入れており、リスクの軽減を図っております。有価証券及び投資有価証券は、主として国内債券及び投資信託であります。有価証券及び投資有価証券は、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体等の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。なお、一部の投資信託の価格変動リスクに対して、デリバティブ取引を利用してヘッジしております。営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から当社に対して支払われる信託報酬の未収金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少となっています。デリバティブ取引は、信用リスク及び市場リスクに晒されておりますが、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しています。また、管理規定に従い権限者の承認を得て執行・管理を行っており、定期的に経営に報告しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

第17期（平成26年３月31日現在）（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	3,954,210	3,954,210	－
(2) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	81,610,860	81,610,860	－
(3) 未収委託者報酬	2,977,222	2,977,222	－
資産計	88,542,293	88,542,293	－
(1) 未払手数料	1,253,078	1,253,078	－
(2) 未払法人税等	1,743,743	1,743,743	－
負債計	2,996,821	2,996,821	－

第18期（平成27年３月31日現在）（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	6,326,139	6,326,139	－
(2) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	56,678,713	56,678,713	－
(3) 未収委託者報酬	3,472,417	3,472,417	－
資産計	66,477,270	66,477,270	－
(1) 未払手数料	1,521,415	1,521,415	－
(2) 未払法人税等	1,626,371	1,626,371	－
負債計	3,147,786	3,147,786	－
デリバティブ取引※	(4,048)	(4,048)	－

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で表示しております。

(注1)

金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は価格情報会社の提供する価格によっております。なお、投資信託については、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注2)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	第17期 （平成26年３月31日現在）	第18期 （平成27年３月31日現在）
非上場株式（*1）	130,830	130,830

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価評価しておりません。

(注3)

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第17期（平成26年３月31日現在）　（単位：千円）

区分	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内
預金	3,954,210	―	―
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1) 国債	11,700,000	20,300,000	12,000,000
(2) 社債	2,400,000	1,500,000	700,000
(3) その他	6,050,000	12,300,000	5,500,000
未収委託者報酬	2,977,222	―	―
合計	27,081,432	34,100,000	18,200,000

第18期（平成27年３月31日現在）　（単位：千円）

区分	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内
預金	6,326,139	―	―
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの(債券)			
(1) 国債	7,300,000	13,000,000	7,800,000
(2) 社債	―	2,200,000	1,200,000
(3) その他	4,900,000	6,700,000	2,500,000
未収委託者報酬	3,472,417	―	―
合計	21,998,556	21,900,000	11,500,000

（有価証券関係）

Ⅰ．第17期（平成26年３月31日現在）

１．その他有価証券　（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）株式	131,964	30,541	101,422
	（2）債券			
	①国債	39,577,933	39,511,949	65,983
	②社債	3,964,648	3,962,232	2,415
	③その他	17,508,558	17,489,629	18,928
	（3）その他	5,147,004	4,945,207	201,797
	小計	66,330,108	65,939,561	390,546
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）株式	－	－	－
	（2）債券			
	①国債	4,612,544	4,613,998	△1,454
	②社債	702,338	702,452	△114
	③その他	6,411,894	6,419,144	△7,250
	（3）その他	3,553,976	3,684,180	△130,204
	小計	15,280,752	15,419,775	△139,023
合計		81,610,860	81,359,337	251,522

（注１）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるものについて42,622千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（1）株式	－	－	－
（2）債券			
①国債	－	－	－
②社債	－	－	－
③その他	－	－	－
（3）その他	1,393,219	256,349	－
合計	1,393,219	256,349	－

Ⅱ．第18期（平成27年３月31日現在）

１．その他有価証券 （単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）株式	153,418	30,541	122,876
	（2）債券			
	①国債	23,393,530	23,352,168	41,361
	②社債	2,236,987	2,234,923	2,063
	③その他	11,218,449	11,212,260	6,188
	（3）その他	9,291,789	8,386,112	905,676
	小計	46,294,173	45,216,006	1,078,166
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）株式	－	－	－
	（2）債券			
	①国債	4,813,880	4,829,869	△15,989
	②社債	1,206,456	1,211,508	△5,052
	③その他	2,897,915	2,904,312	△6,397
	（3）その他	1,466,289	1,563,529	△97,239
	小計	10,384,540	10,509,219	△124,678
合計		56,678,713	55,725,226	953,487

（注１）取得原価は減損処理後の金額で記載しております。その他有価証券で時価のあるものについて7,767千円減損処理を行っております。なお、事業年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄についてはすべて、30%以上50%未満下落した銘柄については回復可能性があると認められるものを除き、減損処理を行うこととしております。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額130,830千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

２．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
（1）株式	－	－	－
（2）債券			
①国債	14,044,230	29,133	△131
②社債	1,318,265	－	△1,677
③その他	7,311,009	6,049	△965
（3）その他	231,301	13,113	－
合計	22,904,805	48,295	△2,774

（デリバティブ取引関係）

Ⅰ．第17期（平成26年３月31日現在）

該当事項はありません。

Ⅱ．第18期（平成27年３月31日現在）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち１年超	時価
原則的処理方法	株式指数先物取引 売建	投資有価証券	1,089,902	－	△4,048
合計			1,089,902	－	△4,048

（注）時価の算定方法

大阪取引所が定める清算指数によっております。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第17期 （平成26年３月31日現在）	第18期 （平成27年３月31日現在）
繰延税金資産		
投資有価証券評価減	65,219千円	2,517千円
ゴルフ会員権評価減	50,925	－
賞与引当金	138,906	140,672
退職給付引当金	132,184	57,949
役員退職慰労引当金	69,583	46,378
時効後支払損引当金	578	63
事業税及び事業所税	119,223	117,958
減損損失	304,537	34,784
連結納税適用に伴う時価評価	－	360,922
繰延ヘッジ損益	－	36,853
その他	120,008	200,935
繰延税金資産小計	1,001,167	999,036
評価性引当額	△445,916	△421,185
繰延税金資産合計	555,251	577,850
繰延税金負債		
未収配当金	1,107	1,433
連結納税適用に伴う時価評価	－	23,829
その他有価証券評価差額金	82,184	301,818
繰延税金負債合計	83,292	327,080
差引：繰延税金資産の純額	471,958	250,769

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成27年３月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）が公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更となりました。これに伴い、平成27年４月１日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が従来の35.64%から33.10%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が従来の35.64%から32.34%に変更になります。

なお、この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は16,567千円減少し、法人税等調整額は43,560千円増加しております。

（退職給付関係）

Ⅰ．第17期（自 平成25年４月１日　至 平成26年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）及び退職一時金制度（非積立型制度であります。）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,493,252千円
勤務費用	179,146
利息費用	17,203
数理計算上の差異の発生額	△80,171
退職給付の支払額	△129,844
退職給付債務の期末残高	2,479,586

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,738,225千円
期待運用収益	31,288
数理計算上の差異の発生額	114,900
事業主からの拠出額	214,074
退職給付の支払額	△75,507
年金資産の期末残高	2,022,980

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,821,243千円
年金資産	△2,022,980
	△201,737
非積立型制度の退職給付債務	658,343
未積立退職給付債務	456,605
未認識数理計算上の差異	△85,718
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	370,887

退職給付引当金	600,694
前払年金費用	△229,807
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	370,887

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	179,146千円
利息費用	17,203
期待運用収益	△31,288
数理計算上の差異の費用処理額	41,035
確定給付制度に係る退職給付費用	206,096

（5）年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	56.2%
株式	40.7%
短期金融資産	3.1%
合計	100.0%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（6）数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.82%
長期期待運用収益率	1.8%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、34,935千円であります。

Ⅱ．第18期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）及び退職一時金制度（非積立型制度であります。）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,479,586千円
会計方針の変更による累積的影響額	△96,998
会計方針の変更を反映した期首残高	2,382,588
勤務費用	175,427
利息費用	24,064
数理計算上の差異の発生額	281,917
退職給付の支払額	△130,643
退職給付債務の期末残高	2,733,354

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	2,022,980千円
期待運用収益	36,413
数理計算上の差異の発生額	234,903
事業主からの拠出額	228,563
退職給付の支払額	△79,899
年金資産の期末残高	2,442,961

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,075,771千円
年金資産	△2,442,961
	△367,190
非積立型制度の退職給付債務	657,583
未積立退職給付債務	290,392
未認識数理計算上の差異	△111,204
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	179,187
退職給付引当金	602,458
前払年金費用	△423,270
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	179,187

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	175,427千円
利息費用	24,064
期待運用収益	△36,413
数理計算上の差異の費用処理額	21,528
確定給付制度に係る退職給付費用	184,606

（5）年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	57.5％
株式	39.2％
短期金融資産	3.3％
合計	100％

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（6）数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.01％
長期期待運用収益率	1.8％

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、36,330千円であります。

（セグメント情報等）

第17期 自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日
〈セグメント情報〉 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。 〈関連情報〉 １．製品及びサービスごとの情報 当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 ２．地域ごとの情報 （1）営業収益 当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 （2）有形固定資産 当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。 ３．主要な顧客ごとの情報 外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。 〈報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〉 該当事項はありません。 〈報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〉 該当事項はありません。 〈報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〉 該当事項はありません。

第18期 自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日
〈セグメント情報〉 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。 〈関連情報〉 １．製品及びサービスごとの情報 当社は、投資運用業における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 ２．地域ごとの情報 (1) 営業収益 当社は、本邦における営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 有形固定資産 当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。 ３．主要な顧客ごとの情報 外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。 〈報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〉 該当事項はありません。 〈報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〉 該当事項はありません。 〈報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〉 該当事項はありません。

（関連当事者情報）

Ⅰ．第17期（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区	405億円	金融商品取引業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	3,380,996千円	未払手数料	603,222千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（注２）上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社（非上場）

Ⅱ．第18期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１．　関連当事者との取引

（１）　財務諸表提出会社の主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	株式会社 野村総合 研究所	東京都千代田区	186億円	金融ITソリューション	被所有 直接 10.78%	自己株式の取得	自己株式の取得	9,337,933千円	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）自己株式の取得価格は、第三者による評価を勘案して決定しております。

（注２）当社は株式会社野村総合研究所から、当事業年度中に同社保有の当社株式全部を自己株式として取得しております。これにより、同社は当社の関連当事者ではなくなりました。なお、議決権等の所有割合については、関連当事者でなくなる前の割合を記載しております。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区	405億円	金融商品取引業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	3,353,765千円	未払手数料	508,801千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（注２）上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

第17期 自 平成25年４月１日 至 平成26年３月31日	第18期 自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日
１株当たり純資産額 6,655,076円17銭 １株当たり当期純利益 447,788円11銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 5,815,773千円 普通株式に係る当期純利益 5,815,773千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 －千円 普通株式の期中平均株式数 12,987株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。	１株当たり純資産額 7,265,779円78銭 １株当たり当期純利益 462,833円96銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 4,926,705千円 普通株式に係る当期純利益 4,926,705千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 －千円 普通株式の期中平均株式数 10,644株 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 該当事項はありません。

（重要な後発事象）

（当社と三菱ＵＦＪ投信株式会社との合併について）

当社と三菱ＵＦＪ投信株式会社は、平成27年４月30日に、合併の効力発生日を平成27年７月１日とする合併契約を締結いたしました。当該合併の効力は、平成27年６月開催の株主総会における承認を経て発生する予定です。

１．合併の目的

両投信会社の商品・販売チャネルの補完性を活かすとともに、更なる運用力の強化と経営の効率化を図り、お客様の中長期の資産形成に資する、より良質で付加価値の高い資産運用サービスを提供できる体制を構築することを目的としております。

２．合併の方法及び合併契約の要旨

（1）合併効力発生日

平成27年７月１日

（2）合併の方法

三菱ＵＦＪ投信株式会社を存続会社とし、当社を消滅会社とする、吸収合併方式により合併いたします。

（3）合併後の社名（商号）

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社

（4）合併比率

当社の普通株式１株につき、三菱ＵＦＪ投信株式会社の普通株式10.0497株の割合をもって割当交付いたします。

３．合併の相手会社の概要

商号	三菱ＵＦＪ投信株式会社
設立年月	昭和60年８月
本社所在地	東京都千代田区
代表者	取締役社長　金上　孝
資本金　（注１）	20億円
営業収益　（注２）	536.6億円
当期純利益　（注２）	67.3億円
資産　（注１）	649.6億円
負債　（注１）	100.1億円
純資産　（注１）	549.4億円
従業員数　（注３）	433名

（注１）平成26年３月31日現在です。

（注２）平成26年３月期（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）です。

（注３）平成27年３月31日現在です。

（有価証券の売却について）

当社は、保有資産の有効活用を図るため、保有する有価証券の全部及び投資有価証券の一部を、平成27年５月14日までに売却いたしました。

平成28年３月期において、これに伴う売却益61,596千円を特別利益として、売却損26,222千円を特別損失として計上する予定です。

第２【その他の関係法人の概況】

「第三部　委託会社等の情報　第２　その他の関係法人の概況」については、以下の内容に全文を訂正いたします。

＜訂正後＞

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)　受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成28年３月末現在	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法。以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞（平成28年３月末現在）
名称　　　：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金　　：10,000百万円
事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2)　投資顧問会社

名称	資本金の額 平成26年12月末現在	事業の内容
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク	453,296,000米ドル	各種の証券を購入、売却、交換および取引することを含む投資運用業務を営んでいます。

(3)　販売会社

①名称	②資本金の額 （平成28年３月末現在）	③事業の内容
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
髙木証券株式会社	11,069百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1)　受託会社
ファンドの財産の保管および管理等を行います。

(2)　投資顧問会社
マザーファンドの運用指図等を行います。

(3)　販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成28年８月末現在）
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.97%（107,855株）を所有しています。
（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３%以上のものを記載しています。

独立監査人の監査報告書

平成２８年9月２３日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松村　洋季	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮田　八郎	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている北米ハードアセット・オープン（３ヵ月決算型）為替ヘッジありの平成２８年２月１１日から平成２８年８月１０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北米ハードアセット・オープン（３ヵ月決算型）為替ヘッジありの平成２８年８月１０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成２８年9月２３日

三 菱 Ｕ Ｆ Ｊ 国 際 投 信 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松村　洋季	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮田　八郎	印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている北米ハードアセット・オープン（３ヵ月決算型）為替ヘッジなしの平成２８年２月１１日から平成２８年８月１０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北米ハードアセット・オープン（３ヵ月決算型）為替ヘッジなしの平成２８年８月１０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

平成２８年6月２８日

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　弥永　めぐみ　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　山田　信之　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社（旧社名：三菱ＵＦＪ投信株式会社）の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第３１期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の平成２８年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。